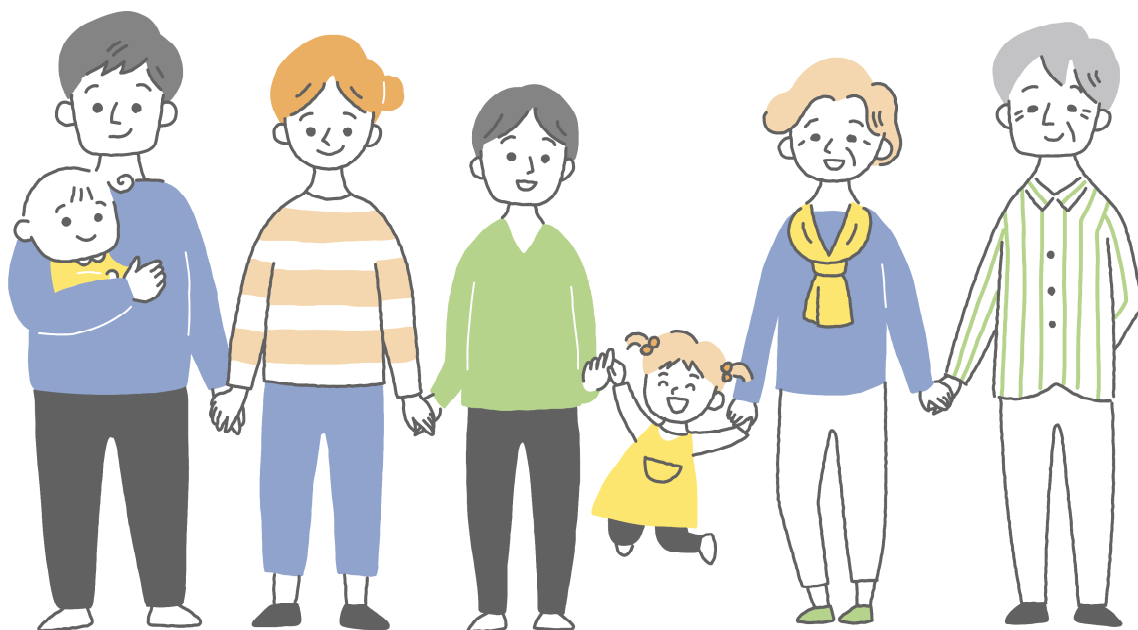


入善町こども計画

計画期間 令和7年度～令和11年度

計画の基本理念

こどもたちの声が
響き合う地域づくり



令和7年3月
入善町

はじめに

入善町では、未来を担うこどもたちが、のびのびと健やかに成長できる環境づくりを目指し、平成27年3月に「入善町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の特性に合わせた温かい幼児期の教育・保育、そして子育て家庭へのサポートを進めてまいりました。



そして、令和6年度をもって、これまで5年間取り組んでまいりました「第2期入善町子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、令和7年度からは、新たに策定いたしました「入善町こども計画」に基づき、さらに充実したこども・子育て支援を進めてまいります。

この新しい計画では、これまでと変わらず「こどもたちの声が響き合う地域づくり」を基本理念に、「こどもまんなか社会に向けた気運醸成」「こども・若者等の心身の健康づくり」「こども・若者が安全に暮らせる環境づくり」「こども・若者が希望を持てる社会づくり」「子育て・教育に関する支援の充実」「支援が必要なこども・若者への支援」の6つの目標を掲げています。

これらの目標を着実に実現し、「こどもの最善の利益」が何よりも大切にされる入善町を目指して、明るい未来に向かって、町政を進めていきたいと考えております。

こどもたちの経済的に厳しい状況や、少子高齢化といった課題がある今だからこそ、町の宝であるこどもたちが、すくすくと笑顔で成長できる地域社会を築くためには、行政だけでなく、家庭、地域、関係機関、そして企業の皆様との連携が、ますます重要になっています。そのためにも、町民の皆様には、町の子育て家庭を支える取組に、より一層のご理解と温かいご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました入善町子ども・子育て会議の委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきましたアンケート調査にご協力いただいた町民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

入善町ならではの、温かい心と豊かな自然に育まれたこどもたちが、未来に向かって大きく羽ばたけるよう、町全体で力を合わせ、笑顔あふれる地域づくりを進めてまいります。

令和7年3月

入善町長 笹島 春人

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境	3
1 統計からみる現状	3
2 アンケートからみる状況	12
3 町の取組状況	26
4 課題のまとめ	30
第3章 計画の基本的な方針	32
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	33
3 施策体系	34
第4章 施策の展開	35
基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成	35
基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり	38
基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり	42
基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり	45
基本目標5 子育て・教育に関する支援の充実	50
基本目標6 支援が必要なこども・若者への支援	55
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策	59
1 教育・保育提供区域の設定	59
2 こどもの人口の推計	59
3 教育・保育事業の見込み	60
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保方策	66
第6章 計画の推進体制	77
1 計画の推進体制	77
2 進捗管理・指標	78
資料編	79
1 計画策定について	79
2 国「こども大綱」の数値目標	83
3 用語解説	84

「こども」の表記について

本計画においては、ひらがな表記の「こども」を基本としていますが、一部、法律名や固有
名詞等において「子ども」表記を使用する場合があります。

【参考】

こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。
 - ①法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法における「子ども」等）
 - ②固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名 等）
 - ③ほかの語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

入善町（以下、「本町」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「入善町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期入善町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画という。）を策定し、様々な子育て支援施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

令和5年4月に新たに施行された「こども基本法」に基づき、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための施策を、計画的かつ総合的に推進するため、「入善町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

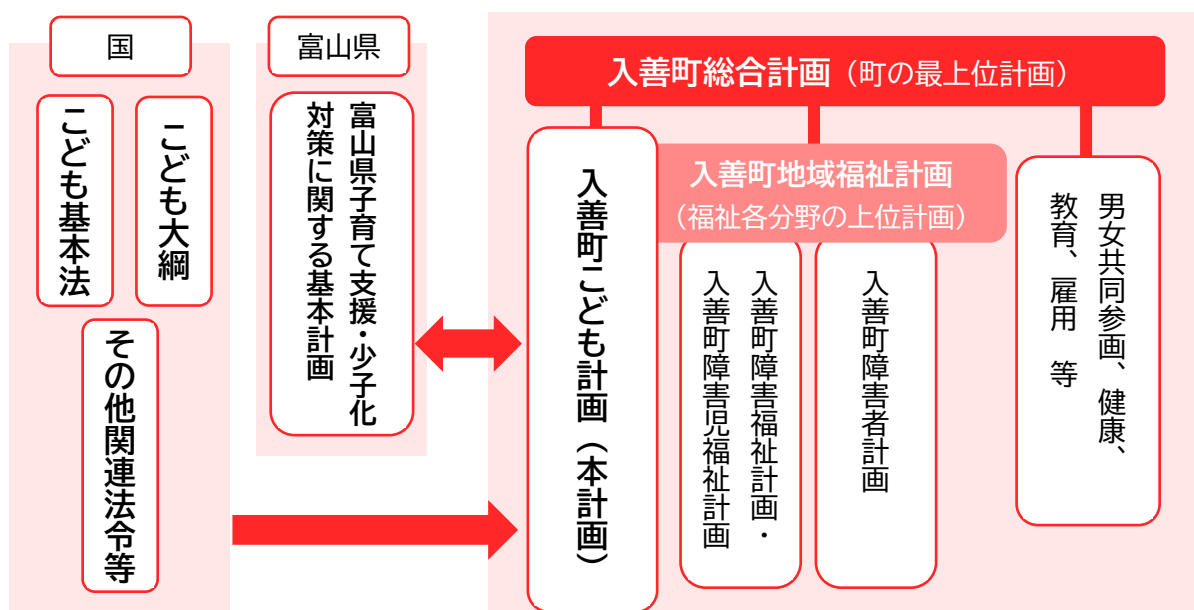
2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として位置づけます。また、国の示す「こども大綱」を踏まえ、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。なお、本計画の策定にあたっては、入善町総合計画を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図って策定します。

■ 包含する計画と根拠法

- ① 市町村こども計画（こども基本法第10条第2項に規定）
- ② 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- ③ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）
- ④ こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定）
- ⑤ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）

■ 計画の位置づけイメージ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

■計画の期間

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
入善町総合計画			基本計画(後期)令和8年度～令和12年度							
入善町こども計画(本計画)		令和7年度～令和11年度					次期計画			

4 計画の対象

本計画の対象は、こども、若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等とします。

また、「こども基本法」において、「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にあるものを指しています。本計画においても、若者の対象年齢については、おおむね30歳程度としますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分しないこととします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

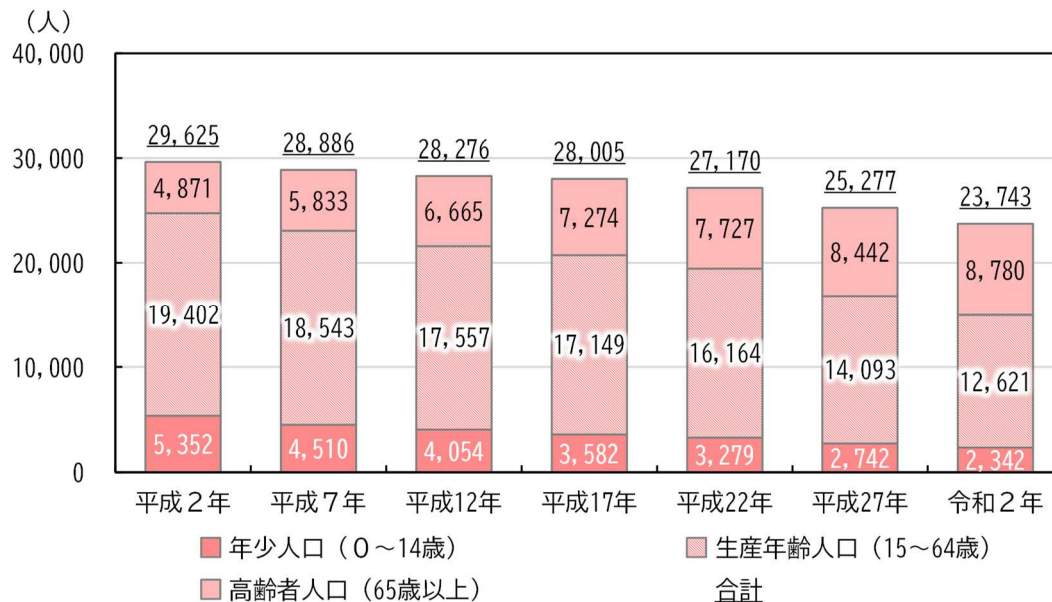
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境

1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

本町の人口の推移をみると、総人口は平成22年以降で大きく減少しており、令和2年で23,743人となっています。内訳をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）で減少傾向となっており、令和2年でそれぞれ2,342人、12,621人となっています。一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっており、令和2年で8,780人と、平成2年と比較して約1.8倍となっています。

■年齢3区分別人口の推移

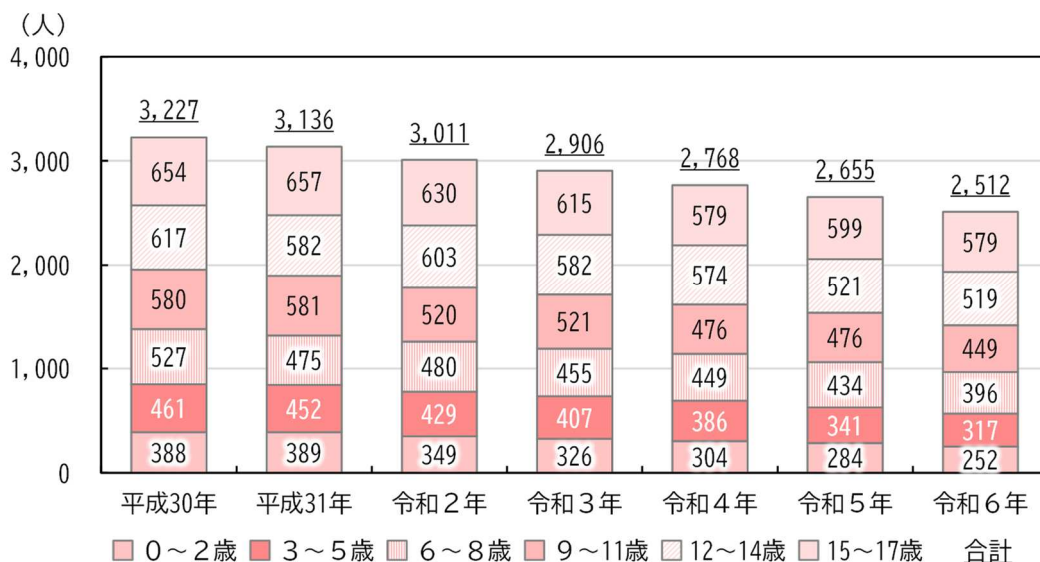


※総人口には年齢不詳を含むため、各年齢層の合算と合致しません。
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) こどもの人口の状況

本町の18歳未満のこどもの人口の推移をみると、平成30年以降で減少傾向となっており、令和6年で2,512人となっています。内訳をみると、いずれの年代も減少傾向となっており、令和6年で0歳から11歳が平成30年と比較して、それぞれ100人以上減少しています。

■児童人口の推移

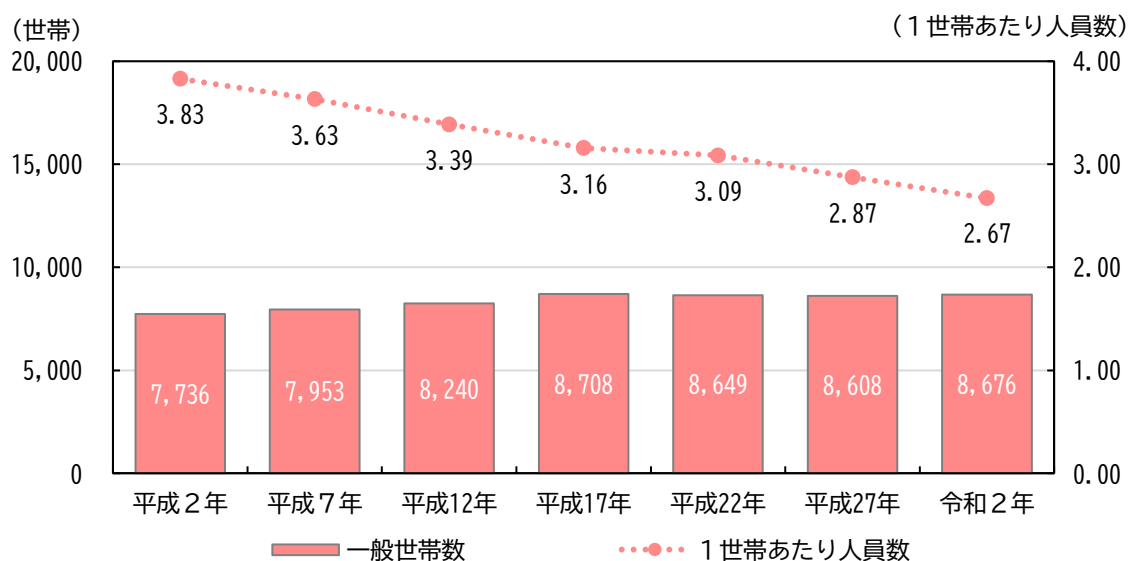


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(3) 世帯数の状況

本町の世帯数の推移をみると、増加傾向となっており、令和2年で8,676世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員数の推移をみると、減少傾向となっており、令和2年で2.67となっています。

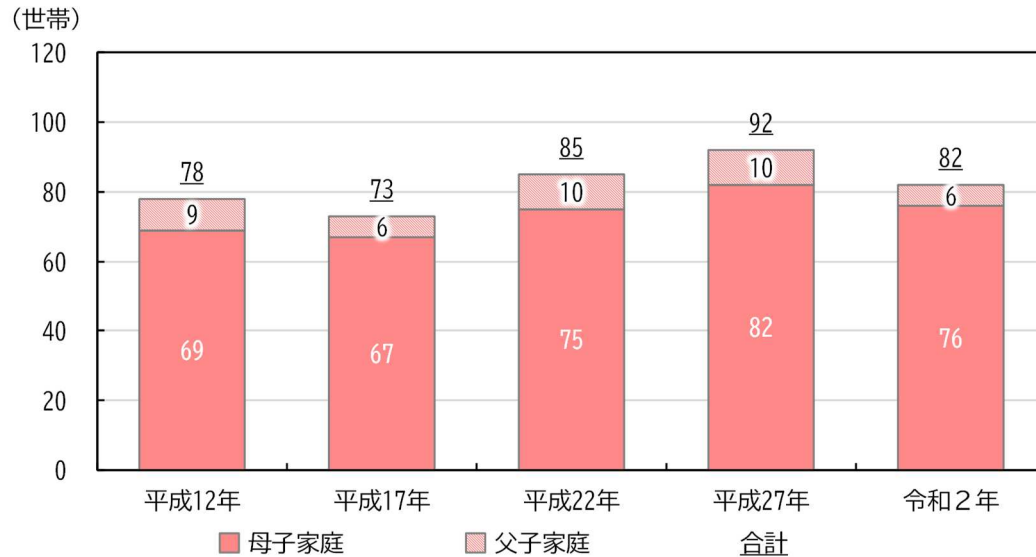
■世帯及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

本町のひとり親世帯数の推移をみると、平成 27 年まで増加傾向となっており、令和 2 年で 82 世帯となっています。内訳をみると、母子家庭は 60～80 世帯台で推移しており、父子家庭は 10 世帯以下で推移しています。

■ひとり親世帯の推移

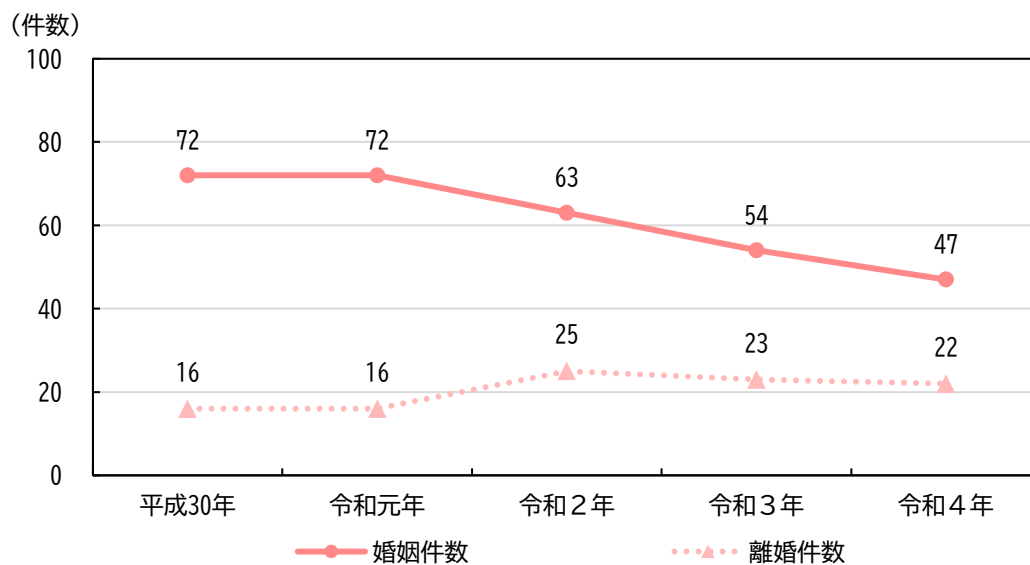


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

（４）婚姻の状況

婚姻件数の推移をみると、令和 2 年で減少しており、令和 4 年で 47 件となっています。離婚件数の推移をみると、令和 2 年で増加しており、令和 4 年で 22 件となっています。

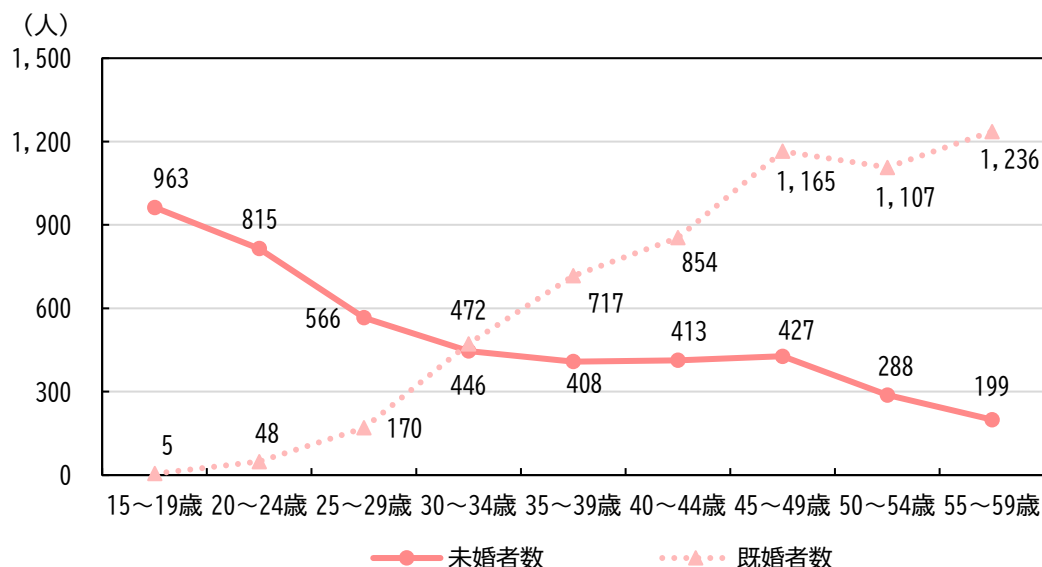
■婚姻件数及び離婚件数の推移



資料：富山県・人口動態統計

本町の年齢別の未婚者数・既婚者数の推移をみると、20 歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30 歳代前半に逆転しています。

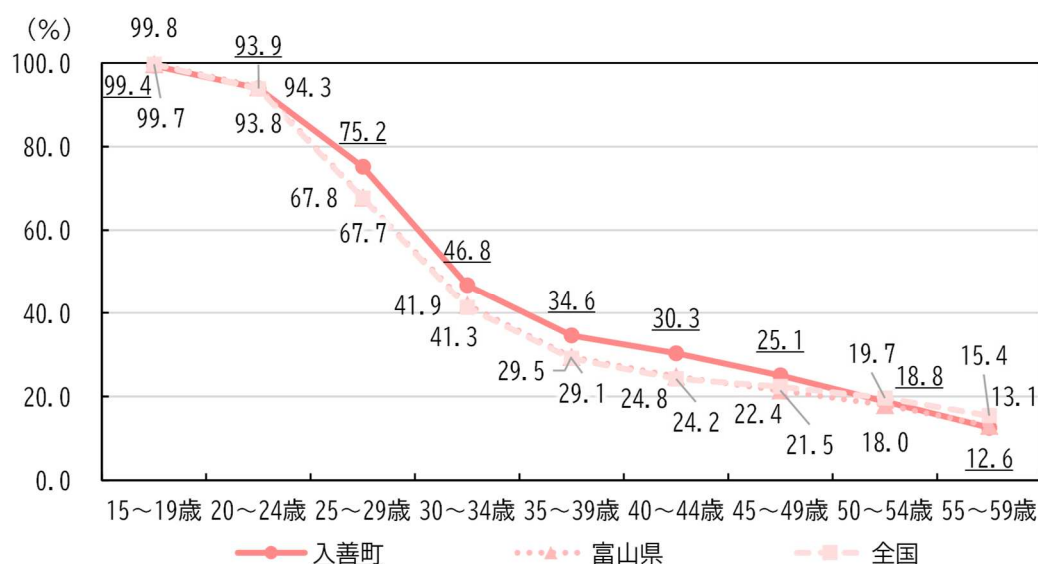
■未婚者数・既婚者数の推移



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

本町の年齢別未婚率をみると、20 歳代前半までは9割以上となっていますが、30 歳代以降は5割を下回っています。全国・富山県と比較すると、20 歳代後半から40 歳代後半で全国・富山県より未婚率が高くなっています。

■年齢別未婚率（全国・富山県比較）

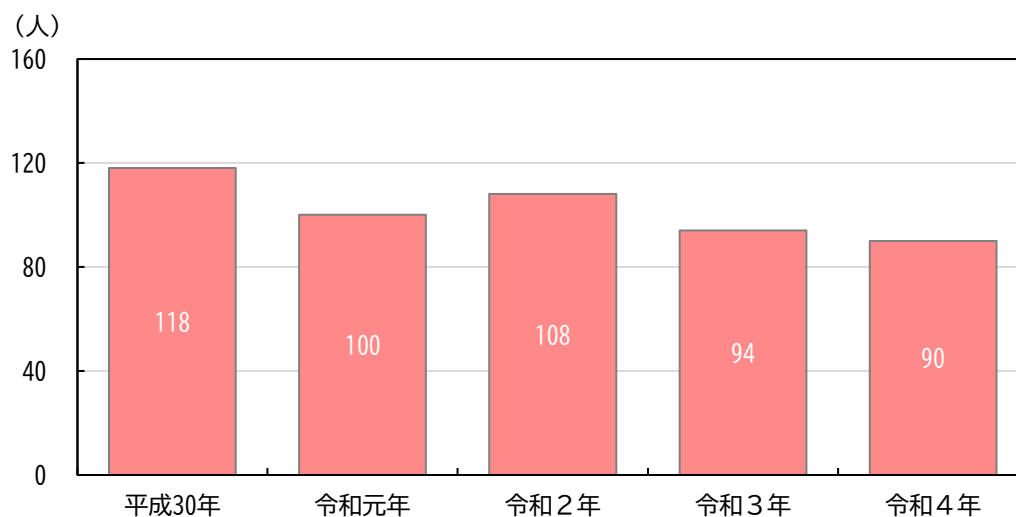


資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

(5) 出生の状況

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向となっており、令和4年で90人となっています。

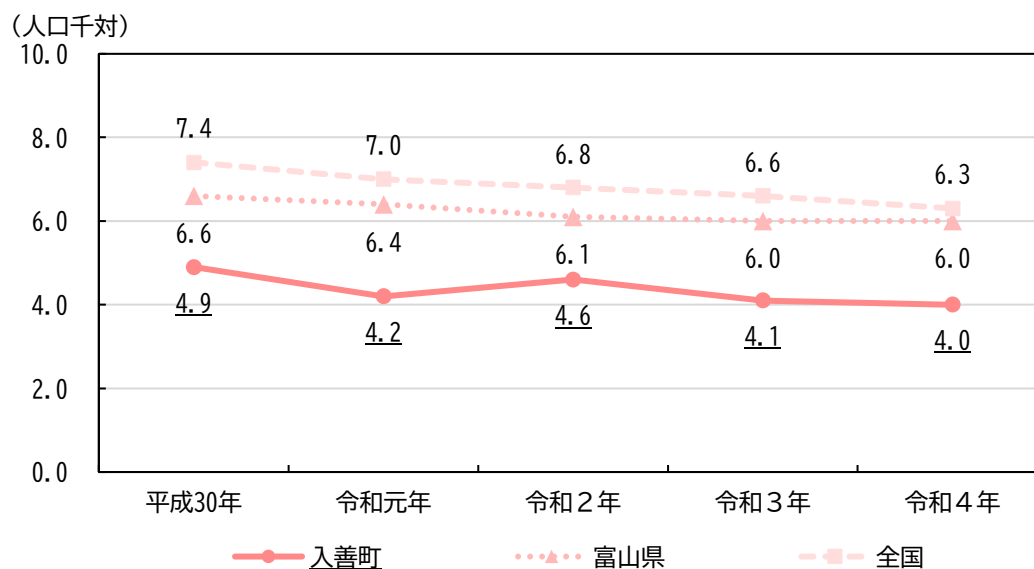
■出生数の推移



資料：富山県・人口動態統計

出生率の推移をみると、4.0台で増減を繰り返しており、令和4年で4.0となっています。全国・富山県と比較すると、いずれの年も低く推移しています。

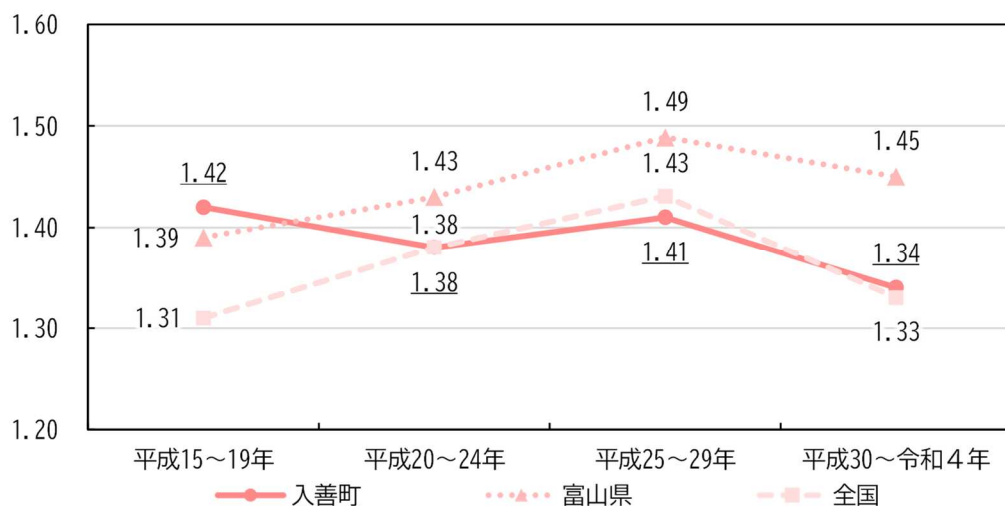
■出生率の推移（全国・富山県比較）



資料：富山県・人口動態統計

合計特殊出生率の推移をみると、1.40 前後で増減を繰り返しており、平成 30～令和 4 年で 1.34 となっています。全国・富山県と比較すると、平成 20～24 年以降で富山県と比較して、低く推移しています。全国と比較すると、平成 25～29 年以降はほぼ同様の水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移（全国・富山県比較）

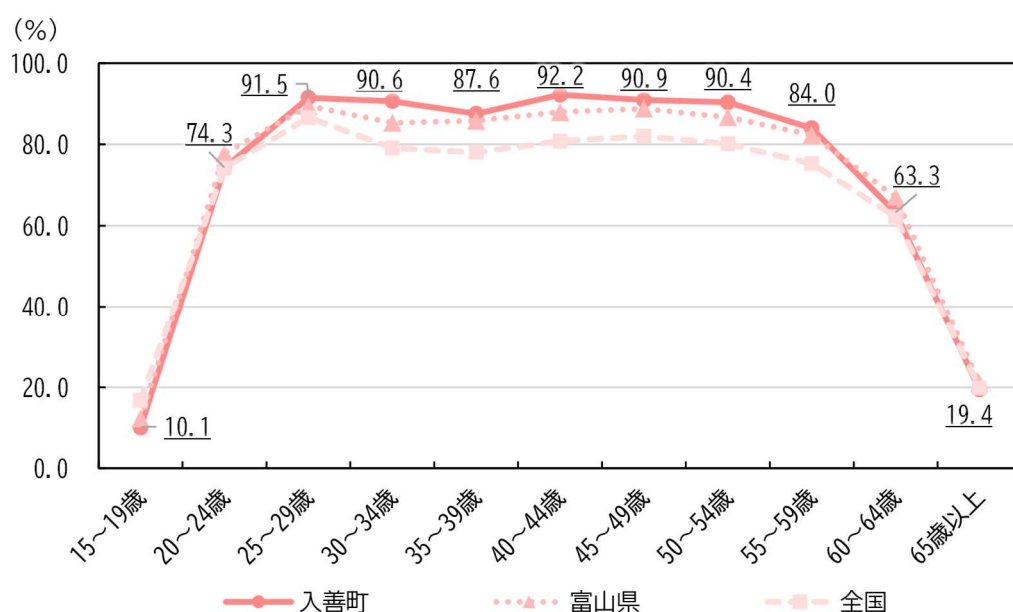


資料：厚生労働省・人口動態統計特殊報告

（６）就業の状況

女性の労働力率の推移をみると、20 歳代後半から 50 歳代後半で 8 割以上となっており、特に、20 歳代後半から 30 歳代前半、40 歳代前半から 50 歳代前半では 9 割以上となっています。全国・富山県と比較すると、20 歳代後半から 50 歳代後半で高く推移しています。

■女性の労働力率の推移（全国・富山県比較）

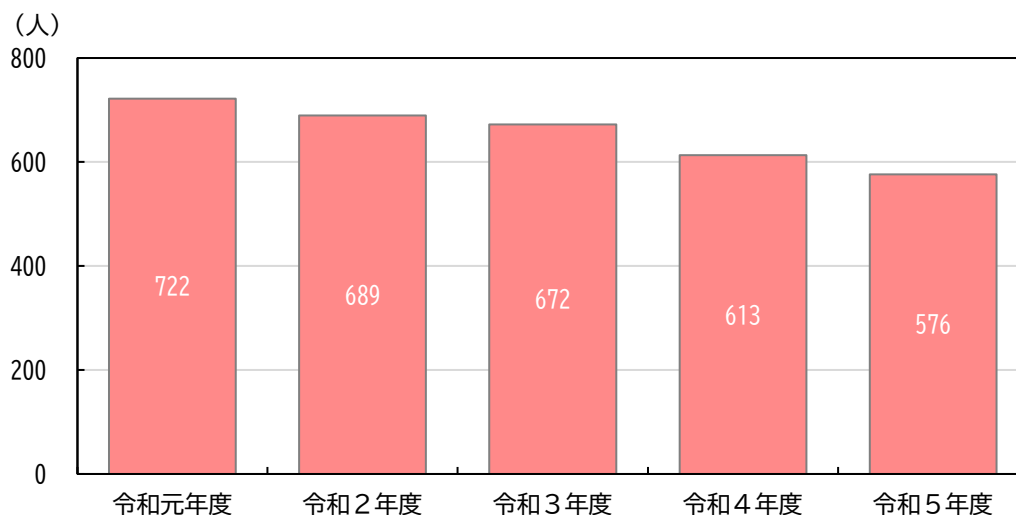


資料：国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日時点）

(7) 教育・保育の状況

保育所等園児数の推移をみると、減少傾向となっており、令和5年度で576人となっています。

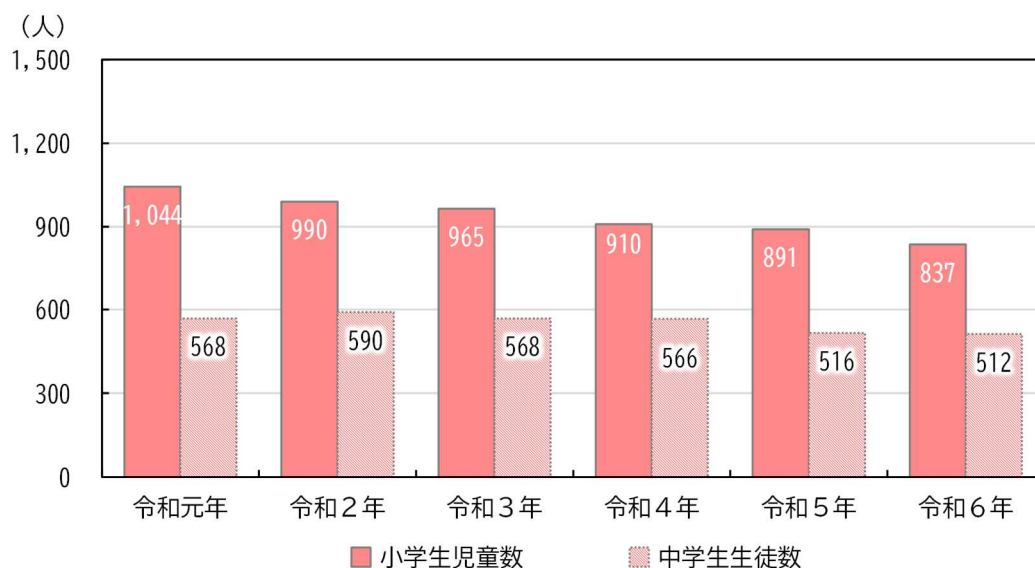
■保育所等園児数の推移



資料：結婚・子育て応援課（各年度3月31日時点）

小学生児童数・中学生生徒数の推移をみると、減少傾向となっており、令和6年で小学生児童数が837人、中学生生徒数が512人となっています。

■小学生児童数・中学生生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日時点）

（８）不登校の状況

不登校児童・生徒数の推移は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、増加傾向となっているものの、県の平均は下回る状況となっています。

（９）虐待の状況

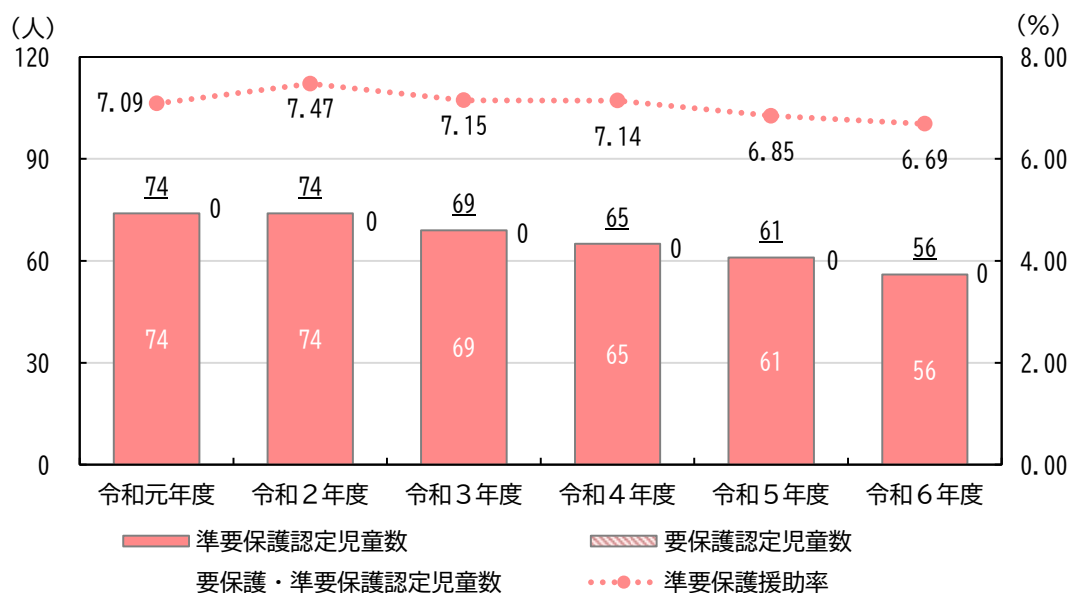
虐待認知件数の推移は、「福祉行政報告例」によると、令和元年から令和４年度で、10～19 人の間で推移しています。

(10) 就学援助の状況

要保護認定児童数は令和元年度から令和6年度まで0人です。

準要保護認定児童数は、令和元年度から令和6年度で 50～70 人前後、援助率は7 %前後で推移しています。

■要保護認定児童数・準要保護認定児童数の推移

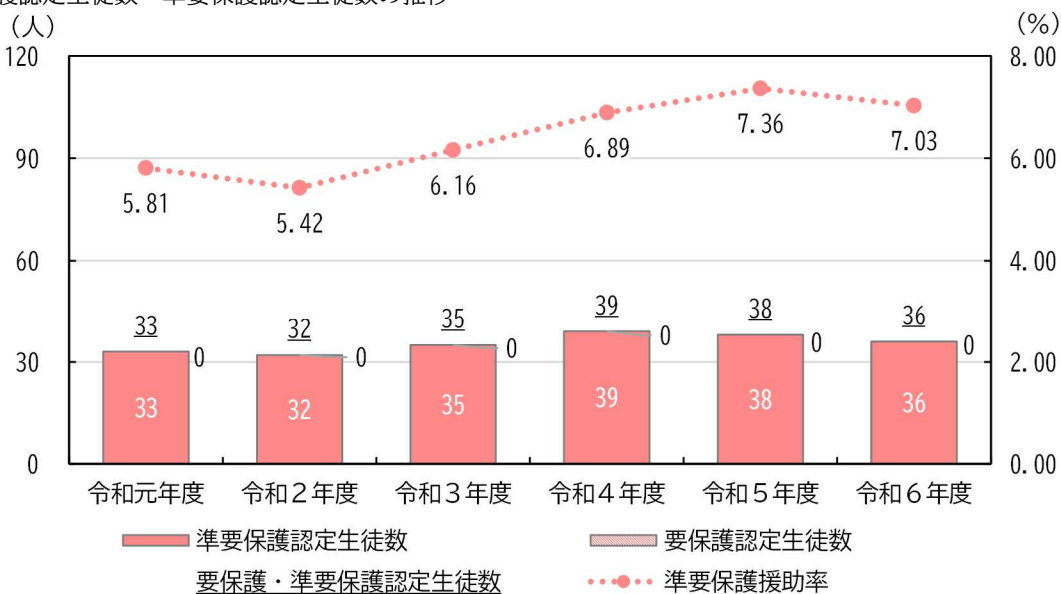


資料：教育委員会事務局（各年度5月1日時点）

要保護認定生徒数は令和元年度から令和6年度まで0人です。

準要保護認定生徒数は、令和元年度から令和6年度で、30～40 人程度、援助率は約6～7 %前後で推移しています。

■要保護認定生徒数・準要保護認定生徒数の推移



資料：教育委員会事務局（各年度5月1日時点）

2 アンケートからみる状況

(1) 子ども・子育てニーズ調査

① 調査概要

本調査は、国のモデル調査票を基本に、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、今後5か年で確保が必要となる幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出することを目的に実施しました。調査の概要は下記のとおりです。

なお、ニーズ等の変化をみるため、今回策定のために実施した調査（以下、「今回調査」とする。）と第2期計画策定時に実施した平成31年の調査結果（以下、「前回調査」とする。）を併記しています。

■調査の概要

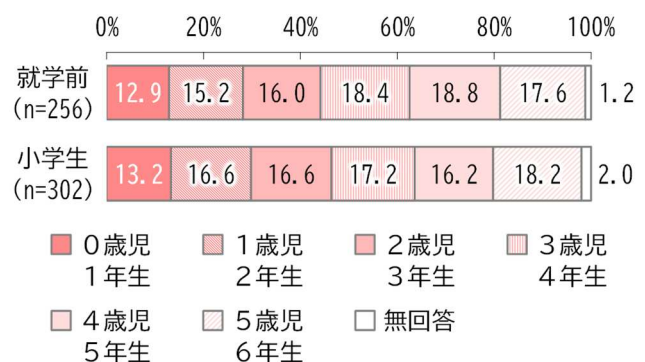
種別		配布数	回収数	回収率
今回調査	就学前児童保護者（就学前）	282 件	256 件	90.8%
	小学生児童保護者（小学生）	325 件	302 件	92.9%

※前回調査：就学前児童保護者は回収数 258 件（回収率 90.9%）、小学生児童保護者は回収数 298 件（回収率 97.1%）。

② 調査結果

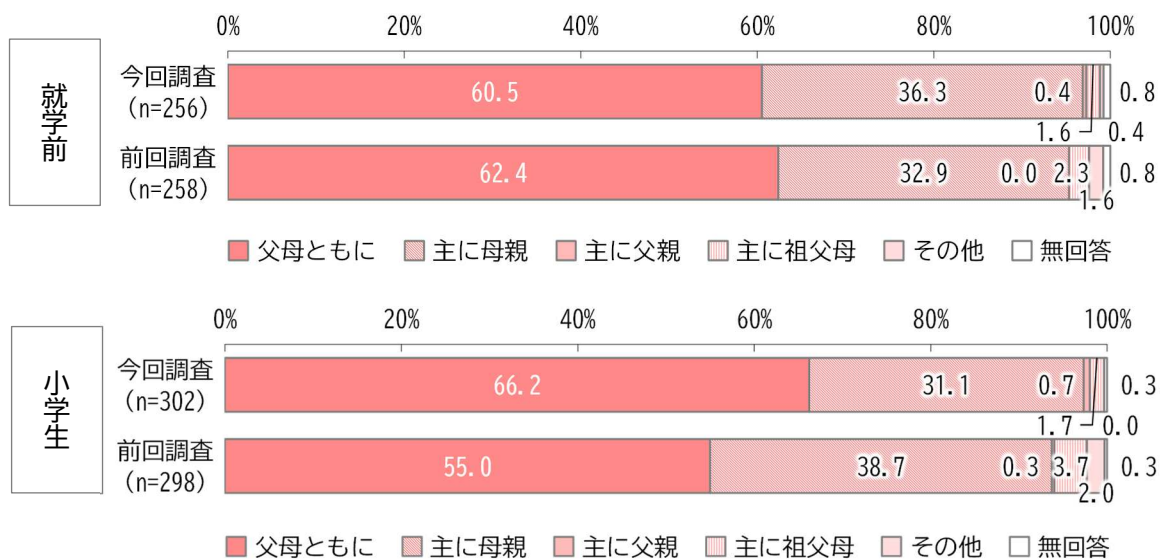
○こどもの年齢・学年〈数量回答〉

こどもの年齢・学年は、生年月より算出しました。就学前は「4歳児」が18.8%、小学生は「6年生」が18.2%と、それぞれ最も高くなっています。



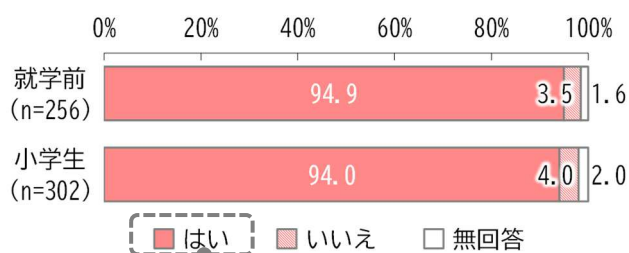
○子育てを主に行っている方〈単数回答〉

就学前、小学生ともに「父母ともに」（60.5%、66.2%）が最も高く、次いで「主に母親」（36.3%、31.1%）となっています。前回調査と比較すると、就学前では「主に母親」が3.4ポイント、小学生では「父母ともに」が11.2ポイント、それぞれ高くなっています。



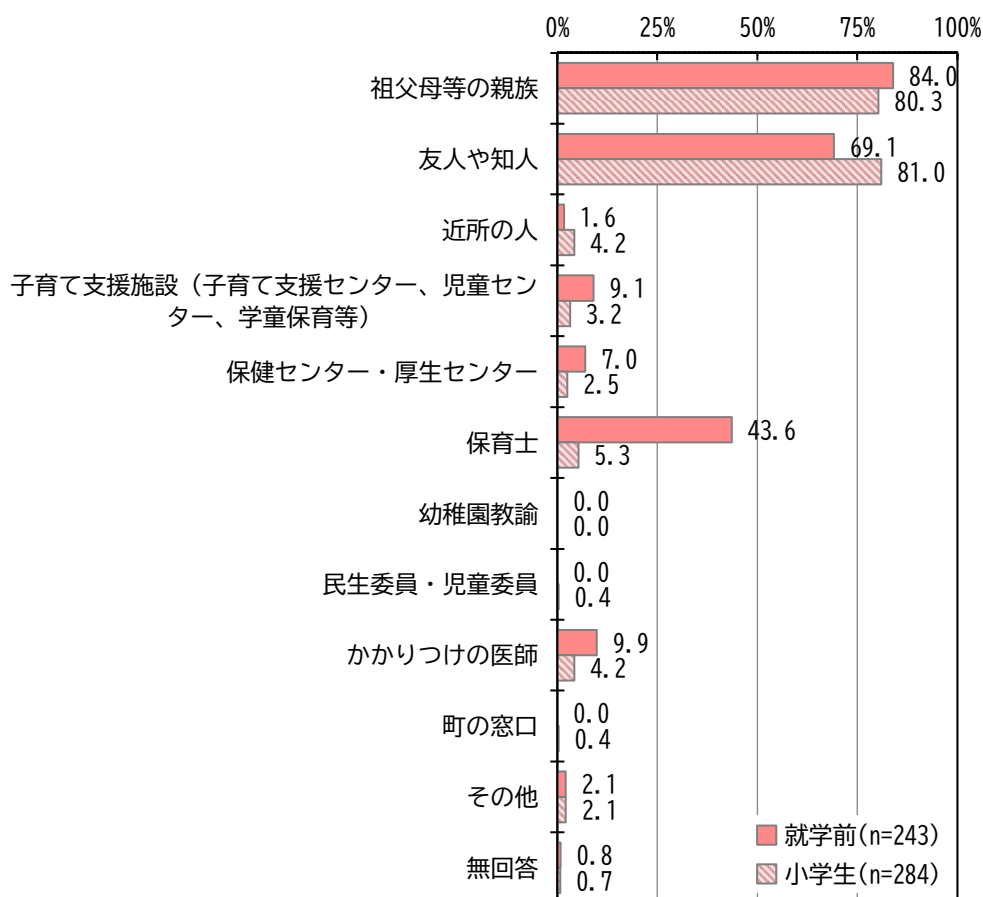
○子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無〈単数回答〉

「はい」(ある)が就学前で 94.9%、小学生で 94.0%と高くなっています。なお、「いいえ」(ない)は就学前で 3.5%、小学生で 4.0%となっています。



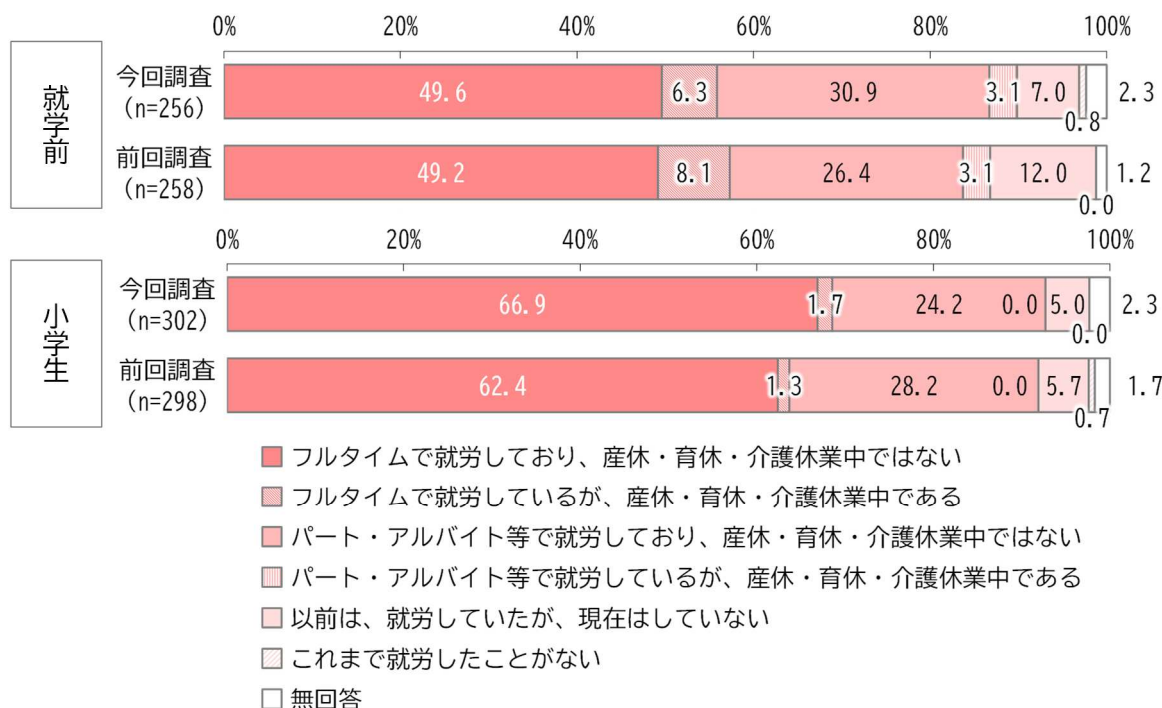
○気軽に相談できる人や場所がある方の相談先〈複数回答〉

就学前、小学生ともに「祖父母等の親族」(84.0%、80.3%)、「友人や知人」(69.1%、81.0%)が上位となっているほか、就学前では「保育士」が43.6%と高くなっています。



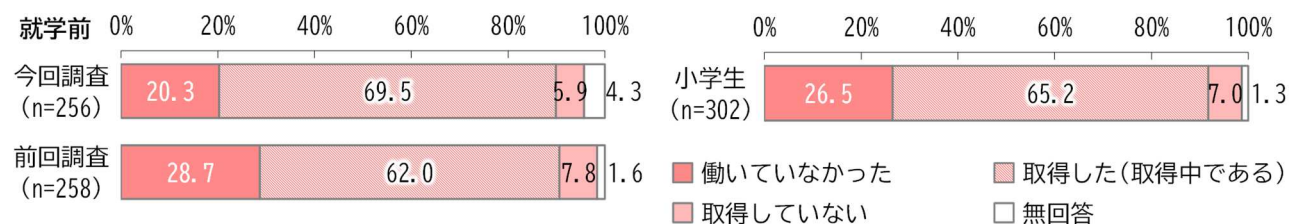
○母親の就労状況〈単数回答〉

就学前、小学生ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（49.6%、66.9%）が最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（30.9%、24.2%）となっています。前回調査と比較すると、就学前では「以前は、就労していたが、現在はしていない」が5.0ポイント、小学生では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4.5ポイント、それぞれやや高くなっています。

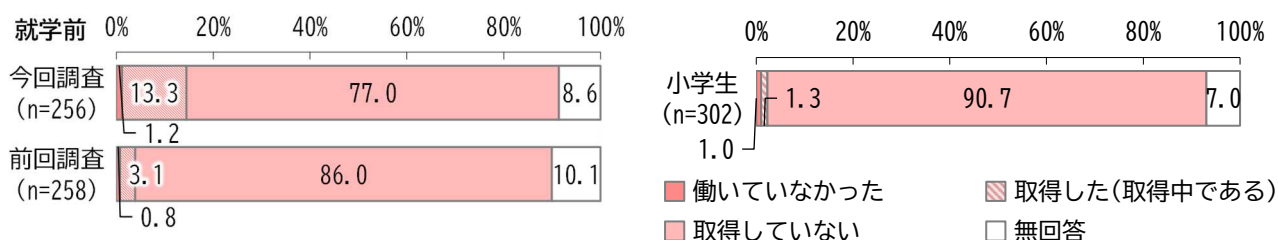


○育児休業の取得状況〈単数回答〉

「取得していない」が就学前の母親は5.9%、小学生の母親は7.0%となっています。就学前を前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が7.5ポイント高くなっています。

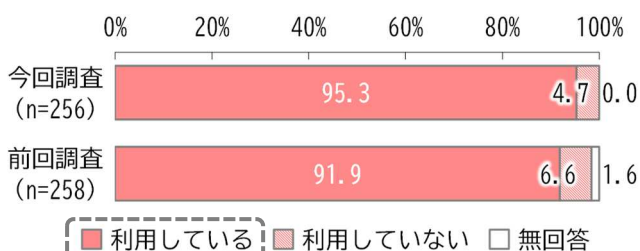


一方、「取得していない」が就学前の父親は77.0%、小学生の父親は90.7%となっています。就学前を前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が10.2ポイント高くなっています。



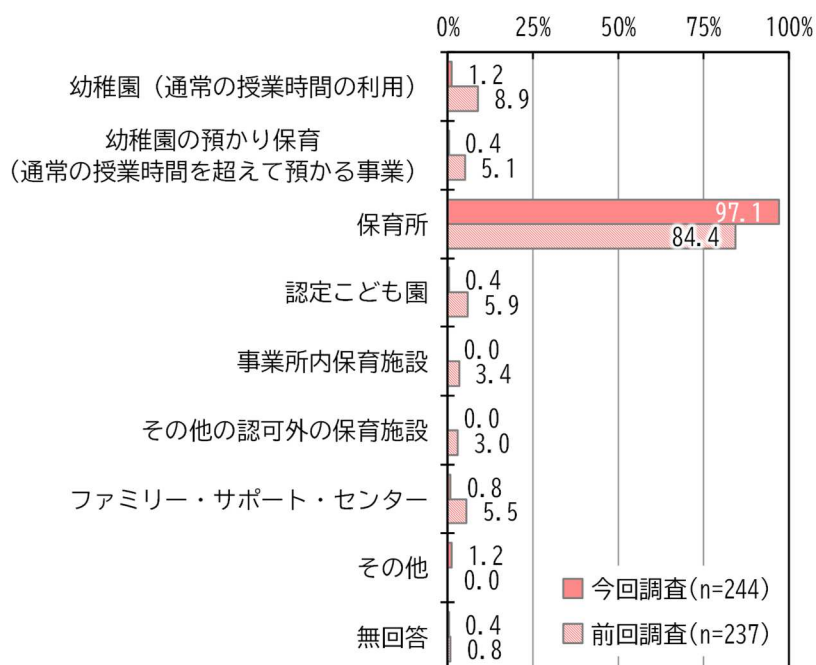
○平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉 ※就学前のみ

「利用している」が95.3%、「利用していない」が4.7%となっています。



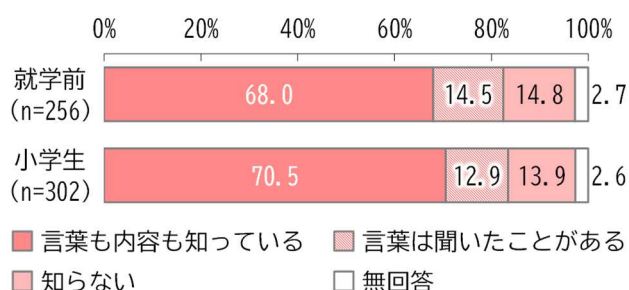
○平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉 ※就学前のみ

就学前では今回、前回ともに「保育所」(97.1%、84.4%)が最も高くなっています。前回調査と比較すると、「保育所」「その他」を除いた事業で低くなっています。



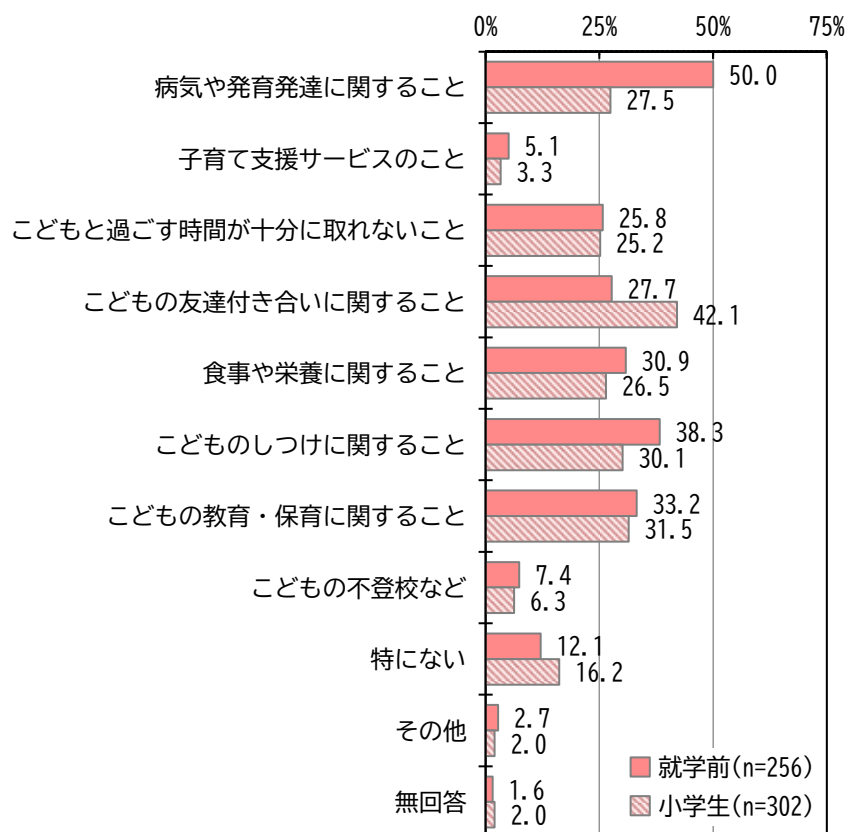
○「ヤングケアラー」の認知度〈単数回答〉

就学前、小学生ともに「言葉も内容も知っている」(68.0%、70.5%)が最も高くなっており、「知らない」はいずれも1割台となっています。



○子育てに関して（こどもに関すること）不安や負担を感じること〈複数回答〉

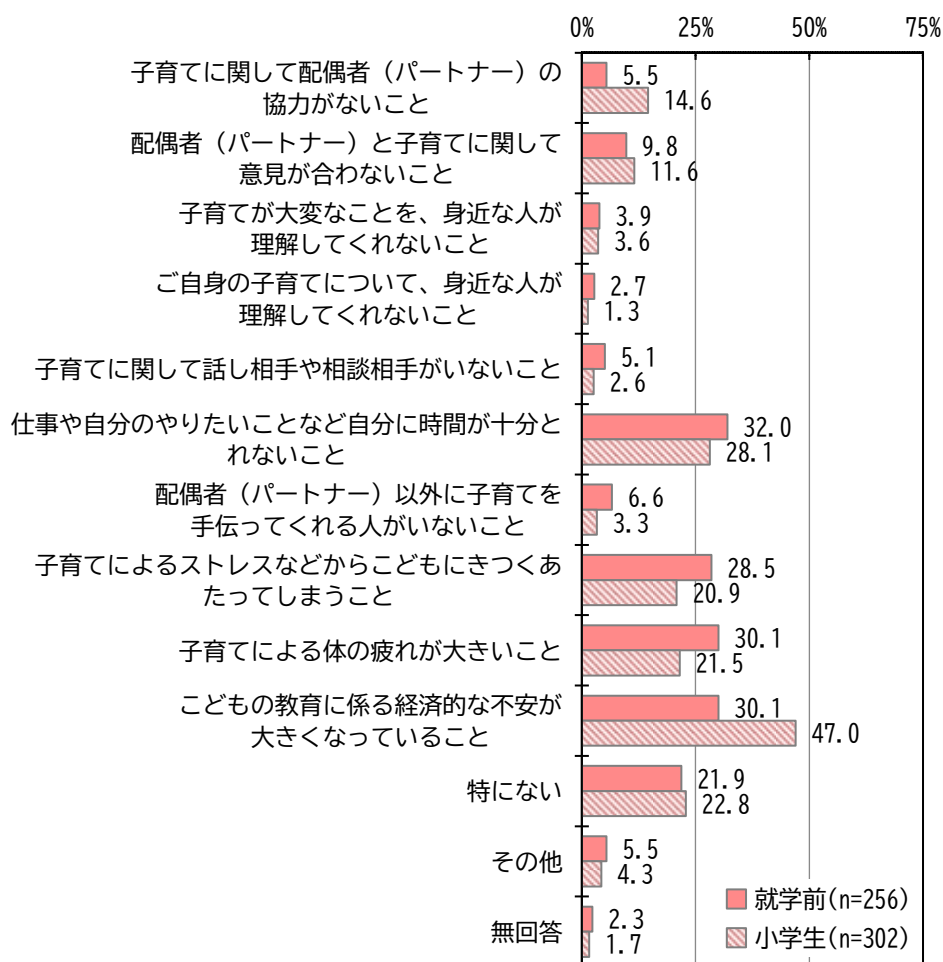
就学前は「病気や発育発達に関すること」が50.0%と最も高く、次いで「こどものしつけに関すること」が38.3%となっています。小学生は「こどもの友達付き合いに関すること」が42.1%と最も高く、次いで「こどもの教育・保育に関すること」が31.5%となっています。



○子育てに関して、自身に関することで不安や負担を感じる事〈複数回答〉

就学前は「仕事や自分のやりたいことなど自分に時間が十分とれないこと」が32.0%と最も高く、次いで「子育てによる体の疲れが大きいこと」「こどもの教育に係る経済的な不安が大きくなっていること」がそれぞれ30.1%となっています。小学生は「こどもの教育に係る経済的な不安が大きくなっていること」が47.0%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分に時間が十分とれないこと」が28.1%となっています。

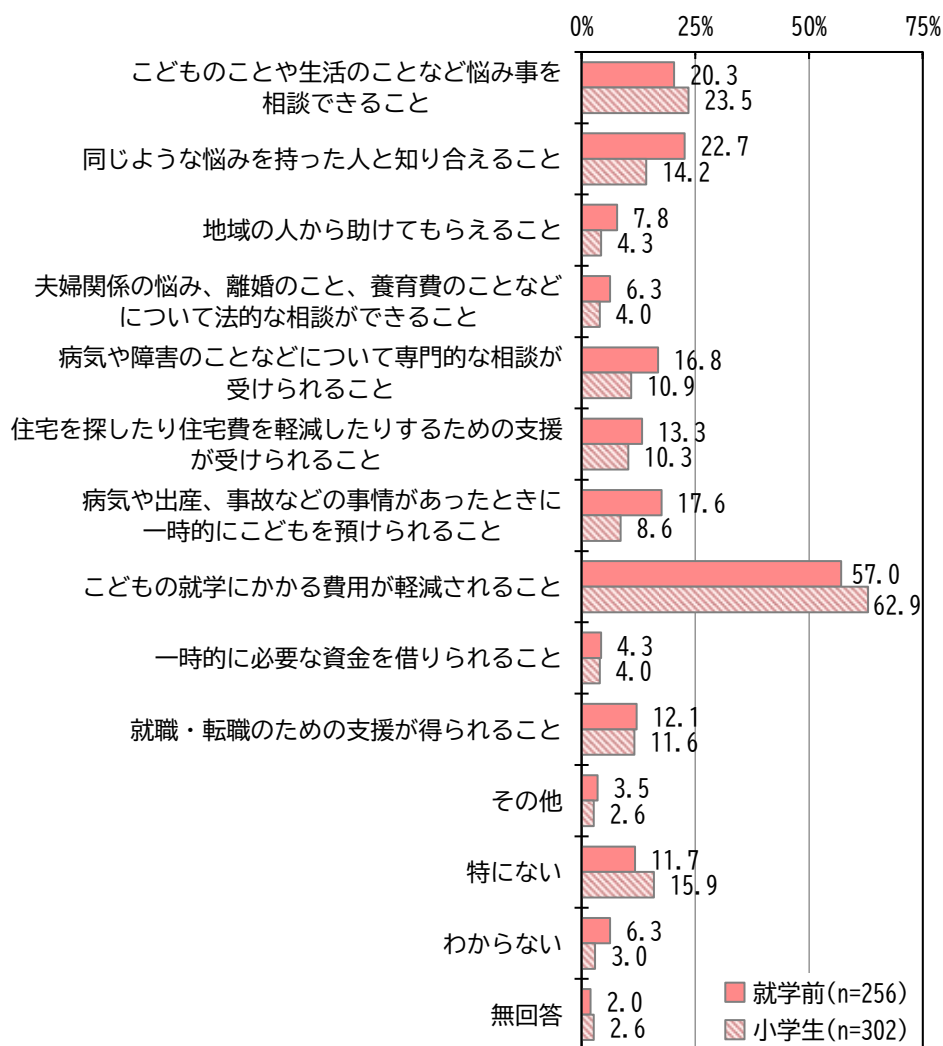
なお、小学生で「こどもの教育に係る経済的な不安が大きくなっていること」「子育てに関して配偶者（パートナー）の協力がいないこと」が、就学前と比べてそれぞれ16.9ポイント、9.1ポイント高くなっています。就学前では「子育てによる体の疲れが大きいこと」「子育てによるストレスなどからこどもにきつくあたってしまうこと」が、小学生と比べてそれぞれ8.6ポイント、7.6ポイント高くなっています。



○必要としていること、重要だと思う支援〈複数回答〉

就学前は「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が74.2%と最も高く、次いで「こどものことや生活のことなど悩み事を相談できること」が27.7%となっています。小学生は「就職・転職のための支援が得られること」が47.0%と最も高く、次いで「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」が28.1%となっています。

なお、就学前で「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が、小学生と比べて53.3ポイント高くなっています。



(2) こども・若者調査

① 調査概要

本調査は、本町のこども・若者の意見などを把握し、本計画の策定に際して参考とすることを目的に実施しました。調査の概要は下記のとおりです。

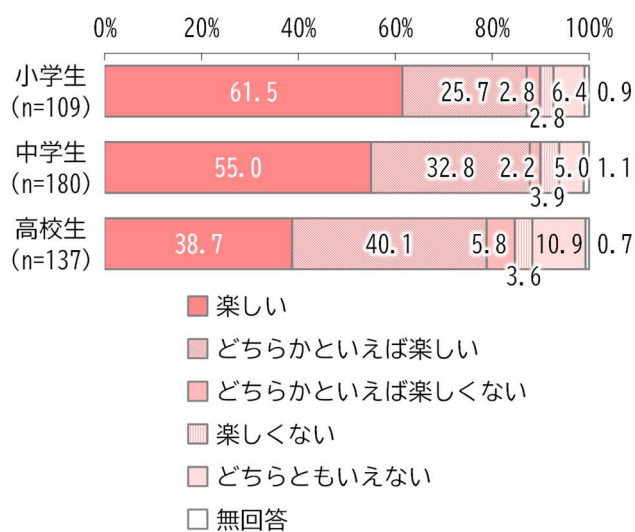
■調査の概要

種別	配布数	回収数	回収率
小学生	116 件	109 件	94.0%
中学生	190 件	180 件	94.7%
高校生	137 件	137 件	100%

② 調査結果

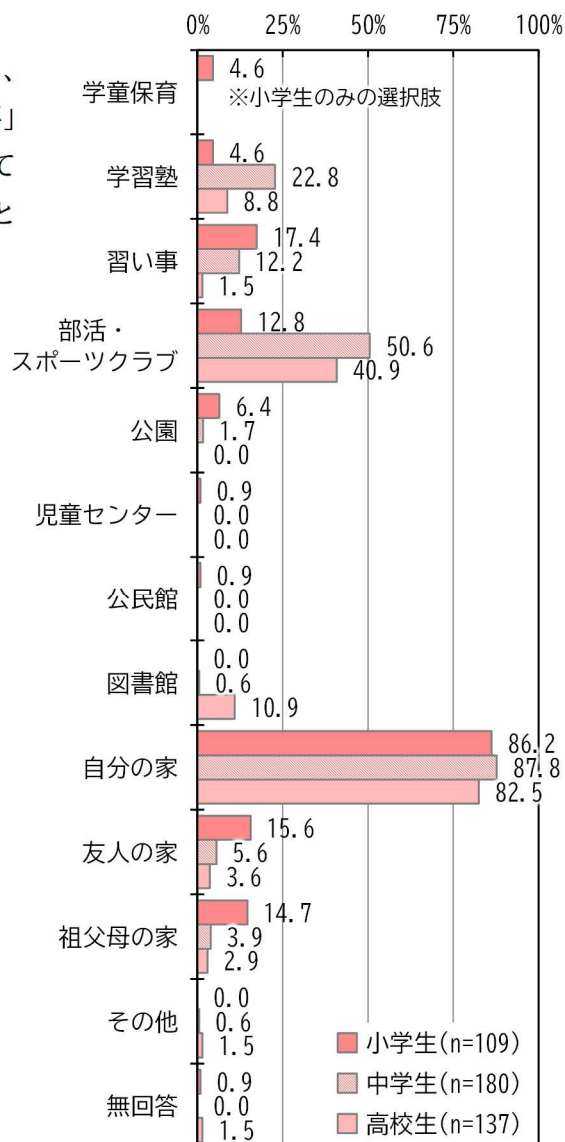
○学校は楽しいか〈単数回答〉

学校は楽しいと思っているかは、『楽しい』（「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」の合算）が小学生で 87.2%、中学生で 87.8%、高校生で 78.8% となっています。一方、『楽しくない』（「どちらかといえば楽しくない」と「楽しくない」の合算）はいずれも 1 割未満ではあるものの、年代があがるにつれ高くなっています。



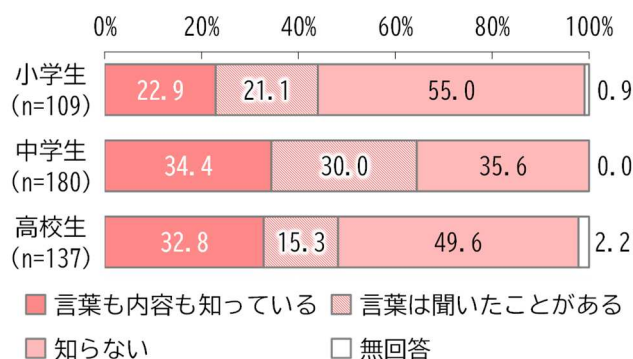
○放課後の居場所〈複数回答〉

放課後の居場所は、いずれも「自分の家」が最も高く、それぞれ8割を超えています。次いで小学生は「習い事」が、中学生、高校生は「部活・スポーツクラブ」となっています。なお、小学生の「学童保育」の利用は4.6%にとどまっています。



○ヤングケアラーという言葉の認知度〈単数回答〉

ヤングケアラーという言葉の認知度は、「言葉も内容も知っている」が小学生で22.9%、中学生で34.4%、高校生で32.8%となっています。なお、「知らない」は小学生と高校生で、それぞれ5割前後と高くなっています。

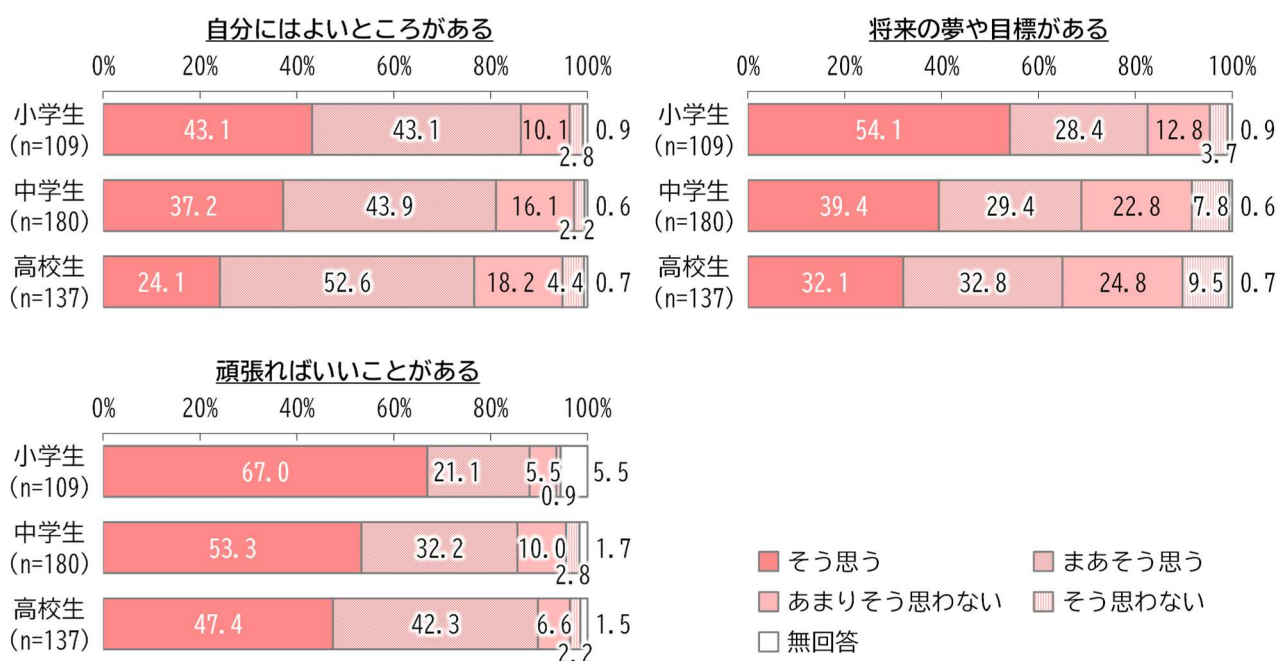


○自分のことについてどう思うか〈単数回答〉

〈自分にはよいところがある〉については、『そう思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合算）が小学生で 86.2%、中学生で 81.1%、高校生で 76.7%となっており、年代があがるにつれ低くなっています。一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合算）は、年代があがるにつれ高くなっています。

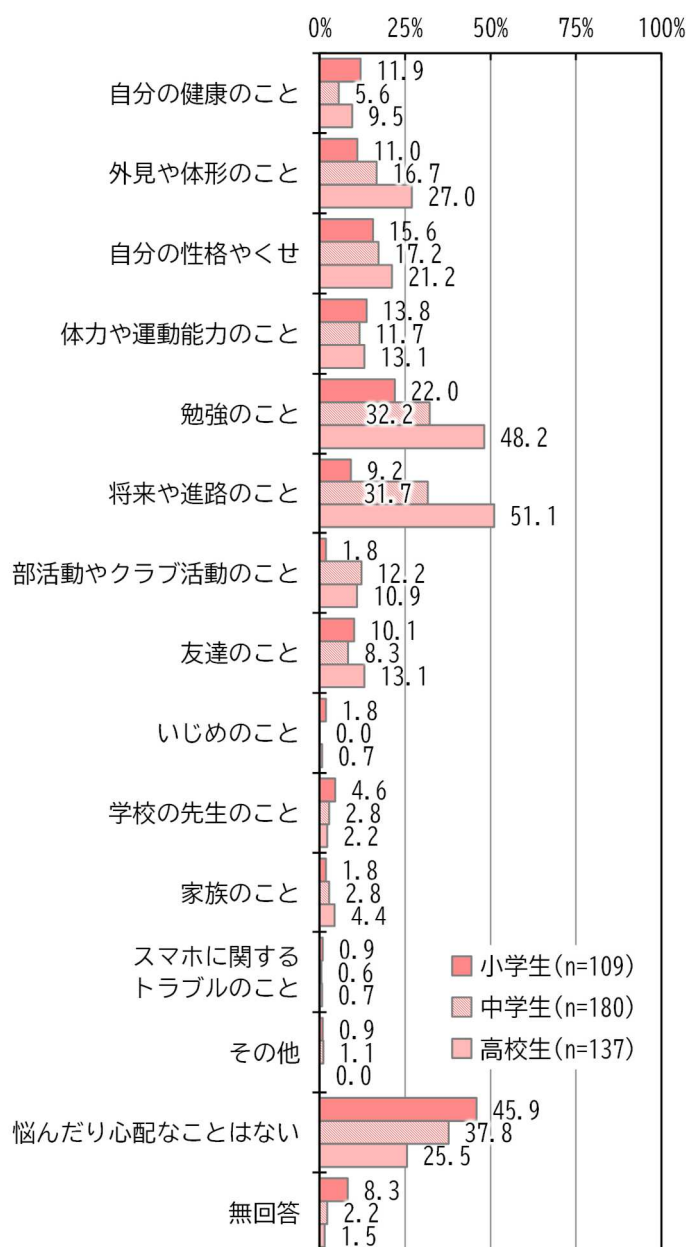
〈将来の夢や目標がある〉については、『そう思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合算）が小学生で 82.5%、中学生で 68.8%、高校生で 64.9%となっており、年代があがるにつれ低くなっています。一方、『そう思わない』は、年代があがるにつれ高くなっています。

〈頑張ればいいことがある〉については、『そう思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合算）が小学生で 88.1%、中学生で 85.5%、高校生で 89.7%となっており、中学生でやや低くなっています。一方、『そう思わない』は、中学生で高くなっています。



○悩んでいること、心配なこと等〈複数回答〉

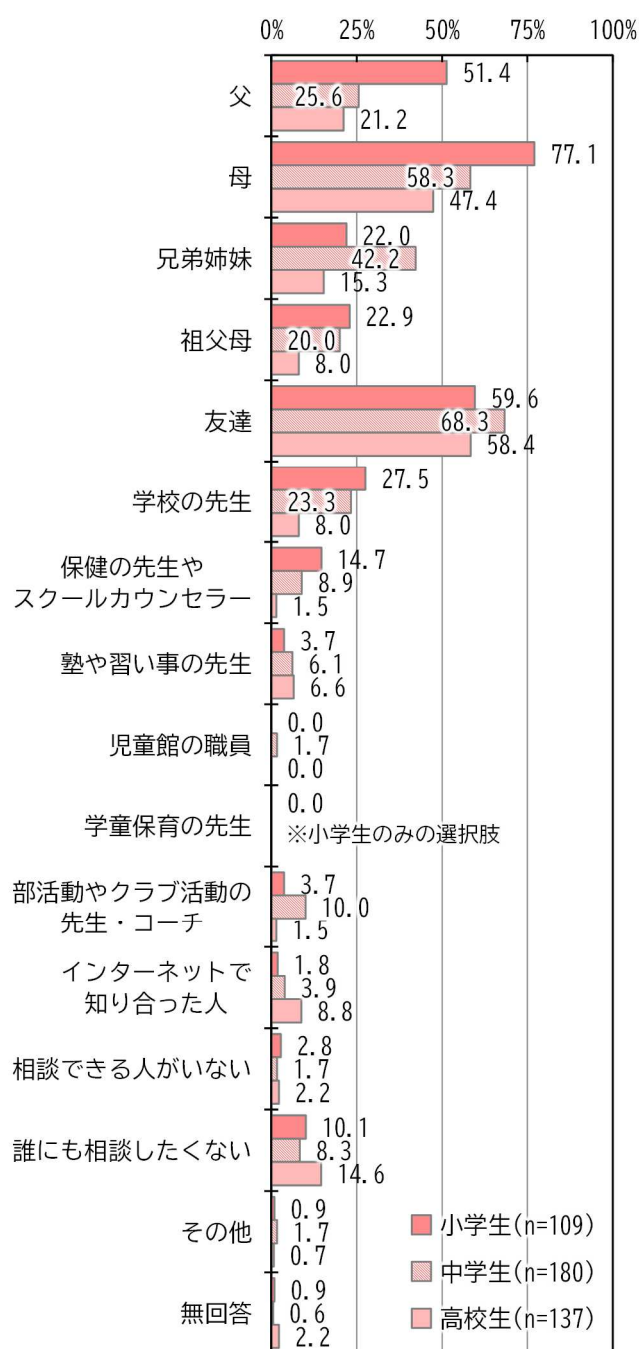
悩んでいること、心配なこと等は、小学生で「悩んだり心配なことはない」が45.9%と最も高く、次いで「勉強のこと」が22.0%となっています。中学生でも「悩んだり心配なことはない」が37.8%と最も高く、次いで「勉強のこと」が32.2%となっています。高校生では「将来や進路のこと」が51.1%と最も高く、次いで「勉強のこと」が48.2%となっています。



○悩みごと等を相談する相手〈複数回答〉

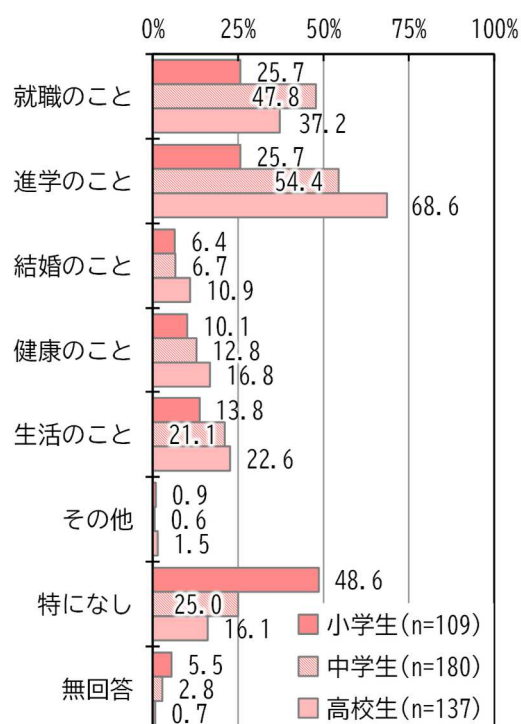
悩みごと等を相談する相手は、小学生で「母」が77.1%と最も高く、次いで「友達」が59.6%となっています。中学生では「友達」が68.3%と最も高く、次いで「母」が58.3%となっています。高校生でも「友達」が58.4%と最も高く、次いで「母」が47.4%となっています。

なお、「相談できる人がいない」がそれぞれ数パーセント、「誰にも相談したくない」がそれぞれ1割前後となっています。



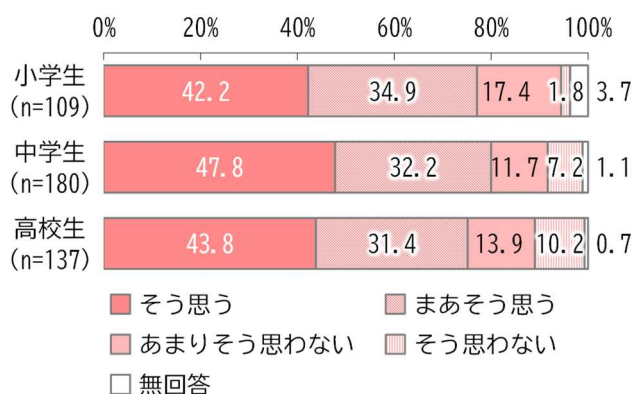
○将来への不安〈複数回答〉

将来への不安は、小学生では「特になし」が最も高いものの、中学生、高校生では「進学のこと」「就職のこと」がそれぞれ上位となっています。「進学のこと」「結婚のこと」「健康のこと」「生活のこと」で、年代があがるにつれ高くなっています。



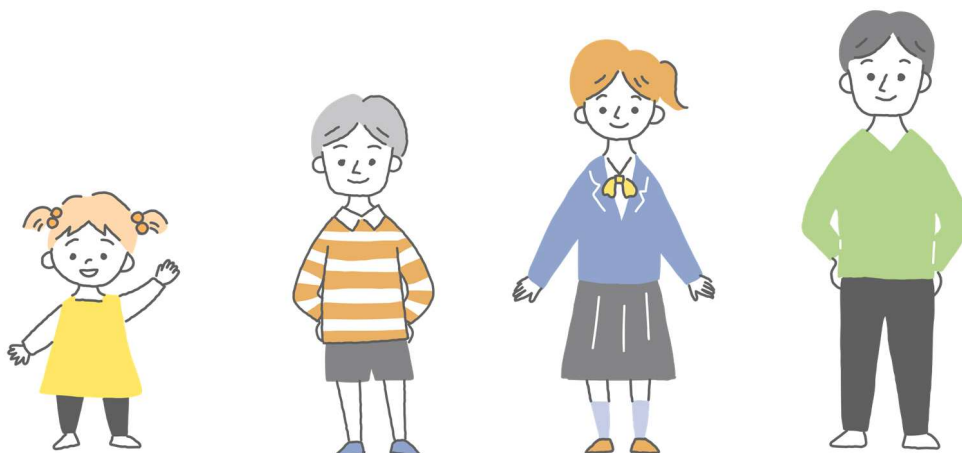
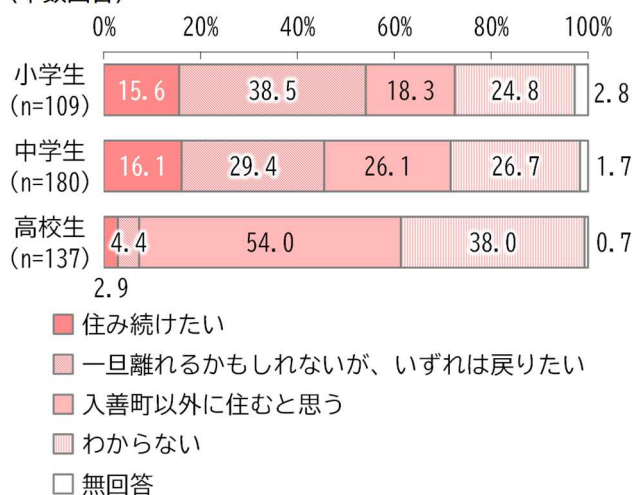
○結婚して子どもを持ちたいか〈単数回答〉

結婚して子どもを持ちたいかは、『そう思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合算）が小学生で77.1%、中学生で80.0%、高校生で75.2%となっており、中学生でやや高くなっています。一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合算）は、高校生で24.1%と高くなっています。



○おとなになっても入善町に住み続けたいか〈単数回答〉

おとなになっても入善町に住み続けたいかは、小学生、中学生で「一旦離れるかもしれないが、いずれは戻りたい」がそれぞれ最も高く、「住み続けたい」はそれぞれ1割程度となっています。高校生は「入善町以外に住むと思う」が54.0%と最も高く、「住み続けたい」「一旦離れるかもしれないが、いずれは戻りたい」は合わせて1割以下となっています。



3 町の取組状況

基本目標1 子育てをみんなで支える地域づくり

すべての人が安心して子育てできるよう、地域の実情にあわせ、保育環境の整備、子育て支援サービスの充実、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。

乳幼児期における教育・保育の確保と充実

年々高まる保育ニーズに的確に対応するため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育等の多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図りながら、保育所の受け入れ体制の構築に努めました。

また、教育・保育環境の整備と質の高い保育サービスの提供促進を図るため、保育施設の統合整備事業を完了させ、ICT整備事業や保育所看護師配置事業、保育所えいごであそぼう事業等に取り組みしました。

顔の見える子育て支援サービスの充実

地域のこどもが地域のつながりの中で健やかに成長できるよう、放課後児童クラブ（学童保育）や子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、子育てサロン等の地域における子育て支援体制の充実を図りました。

また、子育てに関する不安や悩み等をいつでも気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図りました。併せて、子育て世帯が、必要な情報をいつでも簡単に入手できるよう、子育てリーフレットの発行や、ホームページやSNSを利用した情報発信を積極的に行いました。

子育てに係る経済的負担の軽減

保護者が安心して、妊娠・出産・子育てすることができるよう、不妊治療費等の助成をはじめとし、子宝支援金、保育料の軽減、小中学校入学祝い金・進級祝い金の贈呈、体操服等購入支援、高等学校等就学支援事業等、ライフステージごとに「切れ目のない」経済的支援の充実を図りました。

基本目標２ 親と子の健やかな心と身体を育む地域づくり

保護者が安心してこどもを産み、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援体制を充実するとともに、小児医療等の充実を図りました。また、幼いころからの食習慣が将来の心身の健康に重大な影響を及ぼすことから、乳幼児期からの適切な食習慣の定着に向け、「食育」を推進しました。

妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援体制の充実

保護者が安心してこどもを産み、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、子育て世代包括支援センター「にゅうにゅう」を中心に、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援体制の整備・充実を図りました。

その一環として母子保健におけるフォローアップ体制の充実及び地域における子育てネットワークの形成を図るとともに、プレ妊活健診費用の助成、妊娠・出産祝い金の支給を実施しました。また、町内産婦人科医院で出産された方を対象とした出産奨励金を交付し、身近なところで、より安心して出産を迎えることができるよう、体制を整えました。

減塩等の「食育」の推進

乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行う「食育」を推進しました。また、「減塩いいね！」をスローガンに、減塩や適塩運動を実施したほか、野菜の摂取量見える化事業を小学校において実施するなど、幼いころからの定着を図りました。

また、保育所・学校等で、栽培や収穫した食材を使った食事づくり等の体験活動や、保護者やこどもへの食育に関する情報提供を行うとともに、関係機関とも連携しながら支援体制の整備を図りました。

基本目標3 郷土愛あふれる教育で豊かな心を育む地域づくり

次代の担い手であるこどもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために必要な学校教育環境の整備・充実を図りました。

また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次世代の親づくりに取り組みました。

さらに、家庭や地域、学校等と連携し、地域資源を生かした住民同士のふれあいや世代間交流の促進などを行い、郷土愛の醸成を図りました。

次世代の親の育成

小・中学生が、こどもや家庭の大切さ等を理解できるよう、保育所や児童センター等において小学生・中学生の乳幼児ふれあい体験事業を実施し、乳幼児とふれあう機会の提供に努めました。

学校教育環境の整備と充実

健やかな身体を育むため、地域の人材を生かして、スポーツエキスパートを派遣し、学校におけるスポーツ環境の活性化に取り組みました。

また、小中学校においては、児童1人1台体制となったタブレット端末や、校内通信ネットワーク等のICT環境を効果的に活用し、時代にあわせた「主体的・対話的で深い学び」につながるよう、環境づくりに努めました。

そのほか、いじめ・非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化するとともに、保育所から小学校への就学が円滑にできるよう、保育所と小学校との連携を強化するなど、きめ細やかな教育を推進しました。

地域の文化や伝統を生かした教育の推進

各種団体との連携のもと、社会教育施設をはじめ、就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行い、また、たくましく生きる力の基礎となるこどもたちの体力づくりに資するため、スポーツ指導者の育成を図るなど、家庭や地域における教育力の向上及びスポーツ環境の充実を図りました。

基本目標4 仕事と子育ての調和が実現できる地域づくり

男女がともに子育てをしながら、職場においても性別に関わりなく十分に力を発揮できる多様な働き方を可能にするため、充実した多様な保育サービスを提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備しました。また、国・県・関係団体等と連携し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めました。

仕事等と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立を支援するために、保育所及び放課後児童クラブ（学童保育）において、保育を必要とする児童すべて受け入れる体制の整備や、ファミリー・サポート・センターの充実を図るとともに、保育所における延長保育、乳児保育、病児・病後児保育事業、保育所から病児保育施設への病児移送事業等の多様な保育サービスの提供に努めました。

また、町内医療機関が実施する病児・病後児保育施設の運営費や施設の改築に対し補助を行い、病児・病後児保育の機能強化を図りました。学童保育においては、利用児童数の増加に伴い、学童保育室の増設を行うほか、障害を持った児童の受け入れに際し、支援員の加配を行うなど、児童の受け入れ環境を整えました。

ワーク・ライフ・バランスの推進

父親が子育てに参画するきっかけとなる事業を実施しながら、子育てへの父親の参画を促進するとともに、企業及び住民に対して、仕事と生活の調和の啓発と、制度の周知に努めました。また、国・県・関係団体と連携し、育児休業の取得促進や長時間労働の削減等の普及・啓発に努めました。



4 課題のまとめ

統計や社会情勢、各種アンケート調査等から本町の課題を以下のようにまとめました。

1 こども・若者の居場所の充実

こども・若者調査では放課後の居場所として「自分の家」の割合が最も高くなっています。こどもが地域社会とのつながりや交流をすることなど、多様な体験や学びの機会をもつためには、自宅以外にも居場所があることが必要です。こどもの意見を聴き、こどもの視点に立ちながら、多様な居場所をつくっていくことが重要です。

2 こどもや子育て当事者の健康づくり支援

近年は全国的に核家族化の進行や妊産婦の高齢化等、出産を取り巻く状況は変化してきており、育児不安や孤立感を感じる人も少なくありません。

本町では妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援体制の整備を進めてきています。妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、一層支援体制の充実を図る必要があります。

3 こども・若者が安心して暮らせる環境の整備

こども・若者調査では、いじめや学校生活に関して悩みをもっているこどもも一定数みられます。本町では、いじめ・非行等の問題行動や不登校に対し、専門的な相談体制を強化してきています。今後も様々な状況にある児童・生徒が安心して過ごせる環境づくりが重要です。

4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者調査では、「結婚してこどもを持ちたい」と思わない児童・生徒が約2割となっており、結婚やこどもを持つことに対して前向きにとらえられるような気運の醸成が必要です。

同調査では、将来に関する不安として「就職のこと」「進学のこと」の割合が中学生、高校生において高くなっています。また、おとなになって「入善町以外に住むと思う」割合が高校生では約5割となっており、進学や就職を機に地元を離れる若者が多いことがうかがえます。教育を受けられる機会の充実や、若者が活躍できる環境や支援体制を整備していくことが重要です。

5 子育て・教育に係る支援の充実

本町では、女性の労働力率は全国・富山県と比較して高くなっており、結婚、出産後も働き続ける母親が多いことがうかがえます。ニーズ調査では、前回調査と比較すると、父母ともに子育てを行っている方の増加、父親が育児休業の取得した方の増加からも、男女がともに育児も仕事も行う家庭が増えているといえます。共働きで子育てを行う家庭の増加に伴い、保育所の利用も増加しており、保護者のニーズに対応したサービスを提供する体制の強化が求められます。

ニーズ調査では、必要な子育て支援策について、こどもの就学に係る費用軽減に関する割合が最も高くなっており、教育に関する支援の充実が必要です。

6 支援が必要なこども・若者への支援の充実

本町では、こどもの人口は減少傾向ではありますが、近年は児童虐待やヤングケアラー、こどもの貧困など、こども・若者が直面している問題は多岐にわたります。こども・若者調査では、困っているときに相談できる人がいないこども、ヤングケアラーと思われるこどもも存在することがうかがえます。様々な状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取組を進めていく必要があります。制度の狭間にある課題への支援の充実が重要です。



第3章 計画の基本的な方針

1 計画の基本理念

こどもは、家族にとってかけがえのない存在であると同時に、社会全体の宝であり、地域社会の未来を担う重要な力となる存在です。こどもたちが健やかに成長できるよう支援することは、町の未来を担う次世代の人材を育てることであり、町全体で取り組むべき最も重要な課題の一つです。

第2期計画では、第1期計画で掲げた基本理念「こどもたちの声が響き合う地域づくり」を継承し、こども・子育て支援施策を推進してきました。

本計画においても、これまでの基本理念を継承し、取組を引き続き進めながら、家族や地域、企業、行政などこどもに関わるすべての主体が連携し、一体となって子育てを支え合いながら、こどもが誰一人取り残されることなく、一人ひとりが将来に希望をもつことができる地域社会の実現を目指します。

基本理念



2 計画の基本目標

基本目標 1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、様々な機会をとらえて啓発や情報発信を行うとともに、こども・若者を主とした地域づくりを行います。

基本目標 2 こども・若者等の心身の健康づくり

こども・若者が生涯にわたって健康を保持できるよう、妊娠、出産から切れ目のない支援を行うとともに、思春期におけるこころの健康づくりに取り組みます。

基本目標 3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり

いじめや不登校、暴力などの対策を講じるとともに、犯罪や災害、事故等からこども・若者を守るための予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標 4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者の個々のニーズや多様性に対応し、様々な教育や体験の機会をつくります。また、若者が将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会づくりを進めます。

基本目標 5 子育て・教育に関する支援の充実

教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。さらに、仕事と子育ての両立を支援を進めるため、子育て家庭への支援を充実させます。

基本目標 6 支援が必要なこども・若者への支援

虐待や貧困、ヤングケアラーなどの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障害や発達に特性があるこども・若者に対して、社会参加や自立の支援を行います。

3 施策体系

基本理念 こどもたちの声が響き合う地域づくり

基本目標	施策
1 こどもまんなか社会に向けた 気運醸成	1 情報提供・啓発活動の推進 2 こども・若者の意見反映と活躍促進 3 こども・若者を見守り・支える地域づくり
2 こども・若者等の心身の健康 づくり	1 母子に対する健康支援 2 こども・若者の健康づくり 3 こども・若者のこころの健康づくり
3 こども・若者が安全に暮らせる 環境づくり	1 安心できる学校環境づくり 2 いじめや不登校に対する取組の推進 3 こども・若者の安全確保のための取組の推進
4 こども・若者が希望を持てる 社会づくり	1 豊かな学びを支える教育の充実 2 未来を担うこども・若者への支援 3 若者の就労に向けた支援 4 結婚やこどもを持つことへの支援
5 子育て・教育に関する支援の 充実	1 教育・保育サービスの充実 2 子育て相談や支援の充実 3 仕事等と子育てとの両立支援 4 ひとり親家庭への支援
6 支援が必要なこども・若者への 支援	1 虐待の防止、早期対応 2 ヤングケアラー支援 3 障害のあるこども・若者への支援 4 こどもの貧困対策

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

基本 施策

1 情報提供・啓発活動の推進

1 こども・若者へのこども基本法の周知

○町全体で「こどもまんなか社会」を目指して取り組んでいけるよう、こども基本法やこどもの権利について理解を深められるよう周知します。また、こども・若者施策に関する情報提供、情報発信に努めます。

No.	事業
1	こども基本法やこども・若者施策等に関する周知
2	学校の人権教育での周知

2 こども基本法やこどもの権利、人権啓発活動の推進

○当事者であるこども・若者だけでなく、こども・若者を支援する立場であるおともなも対象とし、情報提供や啓発活動を推進します。

No.	事業
1	人権擁護委員による啓発活動
2	広報や公式ウェブサイトを通じた啓発

基本 施策

2 こども・若者の意見反映と活躍促進

1 こども等の意見を聴く機会の確保と町政への反映

○こども・若者が意見を表明しやすい仕組みづくりと、主体的に参加するための機会を確保し、こども・若者に関する施策など町政への反映に努めます。

No.	事業
1	にゅうぜん中学生議会の開催

3 こども・若者を見守り・支える地域づくり

1 こどもの遊び場や交流機会の創出

- 食や農業に関する体験、保育所等での職場体験やボランティア体験等を通じ、地域の人との交流を深めるとともに、規範意識や社会性を高めることにつながります。
- こどもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所や児童センター等において乳幼児とふれあう機会の提供に努めます。
- 児童センターの運営や、親子で楽しめるイベントの開催などを通じて、こどもの遊び場や体験の場を創出します。

No.	事業
1	稲や野菜の栽培活動や食事づくり等の体験活動の推進
2	小学生・中学生の乳幼児ふれあい体験事業
3	「14歳の挑戦」事業
4	いのちの教室事業
5	児童館機能の充実
6	にゅうぜん親子フェスタ

2 子育てにやさしい生活空間の整備

- こどもや子育て世代が安心して生活できるよう、公共施設等の計画的な環境整備に努めます。
- 公園や屋内多目的施設においては、遊具の管理点検を行い、必要に応じて改修や補修を行います。
- 児童センターにおいては、老朽化対策として計画的な点検と修繕を行うとともに、照明のLED化や、遊戯室の空調整備など、こどもや子育て世帯が過ごしやすい環境づくりに努めます。
- 町内保育所において、こどもが過ごしやすい環境づくりのため、遊戯室の空調設備の設置などこどもにやさしい空間づくりに努めます。
- 母子保健の拠点となる健康交流プラザサンウェルにおいて、こどもが安心して過ごせるよう環境保全に努めるとともに、老朽化対策として、必要に応じて計画的に修繕等を行います。

No.	事業
1	こども、子育て世帯にやさしい既存公共施設の環境整備・充実
2	児童福祉施設等の環境整備・維持管理
3	屋内多目的施設の環境整備・維持管理
4	公園、遊具等の整備・維持管理
5	道路環境の整備・維持管理
6	公共施設等のバリアフリー化等整備・維持管理

3 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

- 不登校児童をはじめ、すべてのこども、若者の視点に立った居場所づくり開設の支援を行います。
- 児童センターにおいて、遊びや学びの拠点施設に親子やこどもが気軽に安心して通うことができるよう、事業内容のさらなる充実に努めます。また、老朽化対策など、必要に応じた改修、整備を計画的に進めます。
- 地区公民館や各種団体が中心となっていく、地域の特性を生かした様々な活動を支援し、地域における世代間交流を促進します。

No.	事業
1	こども食堂の開設支援
2	地域におけるこどもの居場所づくり支援
3	児童センター事業
4	子育てサロン事業
5	地域子育て世代間交流の推進



基本目標２ こども・若者等の心身の健康づくり

基本 施策

１ 母子に対する健康支援

１ 性や妊娠に関する正しい知識の定着

○思春期の児童・生徒及び保護者等に対して、教育センター等で、電話相談や面接相談等を実施するとともに、学校において、性に関する正しい知識の普及・啓発を推進します。

No.	事業
1	思春期保健対策の推進事業

２ 産前産後の切れ目のない継続的な支援

○妊娠期から出産、産後における切れ目のない支援体制の整備・充実を図ります。
○母子保健推進員活動を通じて、地域全体が子育てに関心を持ち、協力できる体制を構築します。
○子育て支援センター（児童センター内）において、親子が交流できる遊びや学びの場の提供、子育ての悩み相談や子育て情報の提供、子育てサークル活動の支援等のさらなる充実を図ります。

No.	事業
1	母子保健推進員の活動事業
2	子育て支援センター事業
3	こども家庭センター事業の推進
4	母子健康手帳の交付と妊婦健康相談の実施
5	ママ手帳の配布
6	出産準備ギフトボックス贈呈事業
7	パパとママの育児教室事業
8	妊婦一般健康診査事業
9	産婦健康診査事業
10	新生児・産婦訪問指導事業
11	未熟児等訪問指導事業
12	養育支援訪問事業
13	子育て世帯訪問支援事業
14	産後ケア事業
15	出産祝い品支給事業
16	子どもノートの配布
17	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
18	ママのこころの相談会

No.	事業
19	出産・子育て応援事業
20	町内出産奨励金事業
21	育児相談

3 母子保健やこどもの健診等情報のデジタル化

○妊娠・子育て情報、予防接種等の情報発信を行うスマホアプリ「にゅうにゅうアプリ」の利用を促進し、育児に対する負担感の軽減を図ります。

No.	事業
1	母子手帳アプリ「にゅうにゅうアプリ」の運用

4 医療と母子保健との連携強化

○支援を要する産婦と乳児を早期に発見し、医療機関や関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援体制の充実に努めます。

No.	事業
1	小児救急医療体制
2	ハイリスク児の継続訪問事業
3	健診後の事後フォロー事業
4	子育て支援ネットワーク会議

5 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援

○こども家庭センターにおいて、若年妊婦に対して相談支援、訪問支援を行うとともに、予期せぬ妊娠や基礎疾患を抱える妊婦、性感染症等の相談に応じます。また、必要に応じ、適切な専門機関へつなぎます。

No.	事業
1	相談・訪問支援
2	特定妊婦への支援
3	産前産後ヘルパー事業

2 こども・若者の健康づくり

1 乳幼児健診等の推進

○乳幼児への健診事業等の充実を図るとともに、発育・発達に関する相談を実施します。また、悩みや不安を抱える保護者等を早期に発見し、必要な支援へつなげます。

No.	事業
1	乳幼児健診等の場を活用した相談等の実施
2	予防接種事業
3	乳児一般健康診査事業及び精密健康診査事業
4	4か月児健康診査事業及び精密健康診査事業
5	1歳6か月児健康診査及び精密健康診査事業
6	3歳児健康診査及び精密健康診査事業
7	乳幼児健康診査未受診者の把握及び受診勧奨

2 学校や地域におけるこども・若者の体力の向上・健康づくり・薬物対策

○こども・若者の心身の健全な育成を図るため、喫煙や薬物が及ぼす心身への悪影響等について啓発を行います。

○学校や地域におけるこどもの体力向上のため、地域と連携したスポーツ活動などに取り組み、スポーツに取り組みやすい環境づくりに努めます。

No.	事業
1	喫煙や薬物等に関する教育の推進事業
2	中学校部活動の地域移行

3 家庭、学校、地域等が連携した食育の推進

- 食の大切さや正しい食習慣の重要性への理解を深めるため、地域や学校と連携し、発育・発達段階に応じた食育を推進します。
- 保育所・学校等で、栽培や収穫した食材を使った食事づくり等の体験活動や、給食での地場産食材の活用に取り組み、食や農業に対する関心を高めるとともに、地域の人との交流を図ります。
- 「減塩いいね！」プロジェクトの一環として、町内小学校において野菜の摂取量見える化測定会を実施します。

No.	事業
1	「減塩いいね！」プロジェクト
2	母子健康手帳交付時の健康相談事業
3	栄養指導事業
4	離乳食相談事業
5	幼児健診時の栄養相談事業
6	食育教室等学習活動の充実
7	保育所、学校調理員の研修事業
8	食育運動の展開

基本 施策

3 こども・若者のこころの健康づくり

1 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり

- 命の大切さを実感できる教育だけでなく、こころの健康に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、サポートを受けたりできるよう、教育や普及・啓発を推進します。
- 入善町自殺対策計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない入善町の実現」を目指し、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策を進めます。

No.	事業
1	自殺予防対策の推進事業（いのちの教室事業）
2	SOSの出し方教育の実施
3	入善町自殺対策計画に基づく事業の推進

基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり

基本 施策

1 安心できる学校環境づくり

1 教職員への男女共同参画研修の実施

○実践的に部会研修等を進め、校内研修を充実させ、課題に応じた研修を推進します。

No.	事業
1	教職員向けの研修の実施や周知・啓発

2 性的指向やジェンダーアイデンティティの理解

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に理解を深めるため、学校において発達段階に応じた指導を推進します。

No.	事業
1	学校等における思春期の保健教育
2	心と身体の発育、発達に応じた指導

3 体罰や不適切な指導の根絶

○子育てやこどもへの指導力の向上を図る研修や、今日の課題に応じた研修を実施します。

No.	事業
1	計画的な研修の実施

2 いじめや不登校等に対する取組の推進

1 いじめ対策の強化

○学校生活等に悩みや不安を抱える児童・生徒に対し、気軽に話することができるようスクールカウンセラー等の配置時間を拡充するなど、環境整備を進め、いじめの防止や早期対応に取り組みます。

No.	事業
1	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置

2 不登校や特別な支援が必要な子どもへの支援体制の充実

○不登校や特別な支援が必要な児童・生徒に対し、教育機会の確保や相談体制の充実に努めます。また、保護者からの相談支援にも努め、多様な学びの場や居場所の情報提供等を行います。

No.	事業
1	子どもと親の相談員配置
2	心の教室相談員配置
3	教育支援センターの運営
4	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
5	特別支援コーディネーター設置による相談体制拡充

3 こども・若者の安全確保のための取組の推進

1 有害環境対策・事故防止等の推進

○スマートフォンやインターネット等からの有害情報により、犯罪等に巻き込まれないよう児童・生徒への情報モラル教育の取組を推進します。また、学校教諭や補導員の研修会等を開催し、インターネット等を適切で安全に利用できるよう、正しい知識の普及を行います。

○こどもの事故防止のために乳幼児健診の場を活用した啓発事業を行うとともに、保護者や学校教諭等に対し、緊急時における救急講習を実施します。

No.	事業
1	有害環境対策の推進事業
2	情報モラル教育の推進
3	こどもの事故防止のための啓発事業
4	救急講習会の実施

2 防犯・防災対策

- こどもを犯罪被害から守るため、通学路等に防犯カメラの設置や地域の防犯灯の設置補助等、安心して過ごせる環境を整備します。
- 地域住民の協力を得ながら、防犯パトロールや「子ども 110 番の家」の拡充を行います。
- 災害や不審者等の情報について、登録された保護者や関係機関に情報提供を行います。

No.	事業
1	通学路の点検・管理
2	防犯灯設置補助事業
3	防犯カメラ設置事業
4	黒東安全ニュースの発行
5	防犯ブザーの配布事業
6	災害・不審者等の情報配信サービス事業
7	防犯パトロール隊活動の推進事業
8	学校安全パトロール隊活動の推進
9	「子ども 110 番の家」活動への支援

3 交通安全対策

- 保育所、小学校等において、警察等の関係機関の協力を得ながら交通安全教育を推進します。
- 児童・生徒の安全意識を高めるため、交通安全関係機関や団体、教職員等の連携により、交通安全の街頭指導を実施します。

No.	事業
1	保育所・小学生での交通安全教室
2	新入学児童交通安全教室
3	小学生自転車教室
4	交通安全街頭指導事業

4 こども・若者の非行防止と自立支援

- 非行防止やこどもの健全育成のため、関係機関や青少年育成町民会議、PTAと連携・協力し、夏休みや祭礼時等における街頭巡回を実施します。
- 少年補導センター補導員の資質向上のため、青少年育成町民会議と協力し、現職の警察補導員による講演会を実施します。

No.	事業
1	巡回補導の実施
2	少年補導センター研修会の開催事業

基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

基本 施策

1 豊かな学びを支える教育の充実

1 こどもの読書活動の充実

○こどもの読書への関心を高めるため、図書館に加え、児童センター子育てサロン等で大型絵本や紙芝居の読み聞かせを行う「おはなしの部屋」を実施します。

No.	事業
1	おはなしの部屋の充実
2	未来を拓く子どもの本箱事業

2 基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着

○児童・生徒が自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間としてよりよく生きるための基盤をつちかうことができるよう、道徳教育の充実を図ります。

○広島市で実施される平和記念式典に参加し、戦争の悲惨さを知ると同時に、平和の尊さ、平和を守る大切さを学ぶ機会を提供します。

No.	事業
1	道徳教育の充実
2	広島市平和記念式典派遣事業

3 国際交流や多文化共生の推進

○国際社会にはばたく優れた人材の育成のため、魅力ある異文化交流・姉妹都市交流事業を継続して展開します。

○国際社会に対応するための能力を育成するため、ALT（外国語指導助手）を配置し、外国語教育や多文化共生の意識向上を推進します。また、CIR（国際交流員）を配置し、町内保育所において、幼児期から外国人や英会話に慣れ親しむ機会を提供します。

○児童センターではCIR（国際交流員）によるキッズイングリッシュを開催し、幼児期から外国人や英会話に慣れ親しむ機会を確保します。

No.	事業
1	姉妹都市交流事業
2	外国語指導助手配置事業
3	保育所えいごであそぼう事業
4	キッズイングリッシュ

4 学校における教育の充実

○学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びを実践し、基礎学力の向上はもちろん、「生きる力」の育成を目指します。

○少人数学級の推進など、きめ細やかな指導体制を構築し、確かな学力、豊かなこころ、健やかな体の育成を図ります。

No.	事業
1	小規模学級安心環境整備事業
2	小学校小規模特認校通学支援事業
3	学習者用1人1台端末活用事業
4	I C T教育推進事業
5	I C T支援員の配置
6	スタディ・メイトの配置
7	教科支援講師の配置
8	学校施設の環境整備、維持管理

5 教職員の事務負担軽減

○スクールサポートスタッフを配置し、教職員の事務負担軽減を図ります。

○校務事務のシステム化により、教員の業務負担軽減と効率化を図ります。

No.	事業
1	スクールサポートスタッフの配置
2	小中学校校務支援システム活用事業

6 学校を核とした地域づくりの推進

○地域の様々な団体、機関と連携し、地域の人材を活用した教育や学校づくりを推進します。

No.	事業
1	世代間交流の推進
2	福祉教育サポーターの養成・確保
3	民生委員・児童委員活動の推進事業
4	ボランティアサポーターの設置
5	ボランティアの登録・組織化
6	子育てサポーターの育成

7 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

○こども・若者が将来にわたりスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を推進します。

No.	事業
1	スポーツエキスパートの派遣
2	スポーツ指導者の育成
3	部活動指導員配置
4	幼児を対象としたスポーツ教室の実施

基本 施策

2 未来を担うこども・若者への支援

1 男女平等教育や女性活躍に向けた支援

○にゅうぜん男女共同参画プランに基づき、若い世代への男女共同参画教育の推進を図ります。

No.	事業
1	にゅうぜん男女共同参画プランに基づく事業

2 職場体験等の充実

○町内事業所で社会体験活動を推進し、町の将来を担う人材の育成につなげます。

No.	事業
1	「14 歳の挑戦」事業
2	介護サポーターポイント事業

3 若者の就労に向けた支援

1 高等教育段階の就学支援

○有用な人材育成を図るため、経済的な理由で修学が困難な高等学校や大学等に就学する若者に対して、奨学資金制度を実施します。

○所得制限により県の高等学校授業料無償化の対象外となっている世帯に支援を実施します。

No.	事業
1	奨学資金貸付事業
2	高等学校等就学支援事業

2 若者への就職支援

○町内企業と連携した人材マッチングフェアの実施や、県やハローワークとも連携し、就職の支援及び情報提供を行います。

No.	事業
1	入善町無料職業紹介所による就職支援
2	にいかわ若者サポートステーション等による若者への就職支援
3	人材マッチングフェアの実施
4	入善町無料職業紹介所による就労等の情報提供

3 起業・創業支援

○町内での若者の機会の創出を図るため、商工会等と連携し、起業や創業に対して必要な支援に努めます。

No.	事業
1	起業・創業の推進
2	企業誘致活動推進事業
3	まちなか新店舗等立地応援事業

4 結婚やこどもを持つことへの支援

1 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援

○結婚を希望する若者に対し、イベント等により出会いの機会を提供します。

○町に住む夫婦に対し、お祝い金や結婚に伴う住宅取得、リフォーム、引っ越しに係る費用などの住居費等の支援を行います。

No.	事業
1	婚活サイト運営事業
2	婚活イベント開催事業
3	婚活セミナー開催事業
4	お見合いサポート事業
5	入善世話やし隊活用事業
6	婚活サークル開催事業
7	結婚祝い金の支給
8	新婚世帯住居費等支援事業

2 妊娠・出産に係る支援の充実

○こどもを望む夫婦の不妊治療、不育症治療等の助成を実施します。

○妊娠・出産に係る疾病の早期発見と、治療を促進するため妊産婦の医療費を助成します。

No.	事業
1	不妊治療費助成事業
2	不育症治療費助成事業
3	妊産婦医療費助成事業
4	プレ妊活健診事業
5	妊婦一般健康診査事業
6	産婦健康診査事業

基本目標5 子育て・教育に関する支援の充実

基本 施策

1 教育・保育サービスの充実

1 保育所、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実

○保護者の就労形態等の多様化や教育・保育ニーズの変化に対応できるよう、教育・保育サービスの充実に努めます。また、施設の老朽化対策として、建物の改修や、環境改善のための照明、空調設備等の修繕等、適期に行えるよう、必要に応じた整備を計画的に進めます。

No.	事業
1	保育所の受け入れ体制の構築
2	乳児保育事業
3	延長保育事業
4	休日保育事業
5	一時保育事業
6	病児・病後児保育事業
7	特定保育事業
8	ショートステイ事業
9	トワイライトステイ事業
10	保育施設の整備事業
11	保育所看護師配置事業
12	保育所えいごであそぼう事業
13	保育所へのICTの導入による保護者の利便性向上
14	公立保育所等の児童福祉施設等の施設整備及び管理

2 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

○小学校区連絡会の実施や授業・保育の相互参観や、関係者連携のもと、お互いの交流を目的とした合同での事業等を実施し、こどもの円滑な就学を支援します。

No.	事業
1	小学校との連携

3 保育士等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減

○保育所においてＩＣＴの導入により、保育士の事務負担軽減を進めるとともに、職員の資質向上を図り、保育士の確保・人材育成に努めます。

No.	事業
1	保育士の人材育成
2	保育所へのＩＣＴの導入による事務負担軽減

4 放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの充実

○仕事と子育ての両立を支援するため、ニーズに応じて、拡充を検討しながら、放課後児童クラブ（学童保育）やファミリー・サポート・センターの充実に努めます。

○学童保育においては、多様化する保護者ニーズに対応するため、施設の環境整備をはじめ、支援員の確保や資質向上に努めます。

○利用者数の伸び悩むファミリー・サポート・センター事業については、地域子育て支援拠点（児童センター内）と連携し、利用しやすい方法を検討するとともに、広く周知を図ります。

No.	事業
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
2	ファミリー・サポート・センター事業
3	放課後児童クラブ活動の促進
4	放課後児童クラブ指導員の育成



2 子育て相談や支援の充実

1 子育て世帯への経済的支援の充実

- 子育てに係る費用の負担軽減のため、各種助成金や手当等の支給を行い、子育て世帯への経済的支援を実施します。
- 複合的な課題を抱える子育て中の生活困窮世帯に対して、必要に応じたサービスを提供できるよう、社会福祉協議会や厚生センター、東部自立支援センター等の関係機関と連携し、生活のための環境整備を図ります。

No.	事業
1	予防接種助成
2	子ども医療費の助成
3	児童手当・児童扶養手当の支給事業
4	子宝支援金の支給事業
5	乳幼児在宅育児支援金支給事業
6	放課後児童家庭保育応援券支給事業
7	保育料軽減事業
8	とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業
9	小中学校入学祝い金支給事業
10	小中学校進級祝い金支給事業
11	学校給食費補助事業
12	育英奨学資金事業

2 子育て世帯への相談支援や情報提供

- 育児の悩みや困りごとを相談しやすい環境整備や、各種講座などの学習機会を提供するなど、子育て家庭を支援する体制を充実させます。

No.	事業
1	乳幼児健診等の場を活用した相談等の実施
2	保健師等による育児相談の実施
3	子育て支援センター事業
4	保育所での育児相談の実施
5	利用者支援事業（子育て支援コーディネーター設置事業）
6	子育て支援情報の提供
7	家庭教育に関する学習機会等の充実

3 仕事等と子育てとの両立支援

1 男女ともに働きやすい環境の整備

○企業における制度の充実や、職場における理解と協力のため、国・県と連携しながら、企業及び住民に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発を行います。

No.	事業
1	両立支援制度等の定着の促進

2 共働き・共育ての推進

○男性の積極的な家事、育児、介護への参画を推進するため、男女共同参画フォーラムや男女共同参画推進員による啓発活動等を行います。

No.	事業
1	にゅうぜん男女共同参画プランの策定・推進
2	父親の子育て参画の促進
3	パパとママの育児教室事業

4 ひとり親家庭への支援

1 生活支援、子育て支援、就労支援等の実施

○ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、個々の状況に応じた、生活支援、子育て支援、就労支援を実施します。

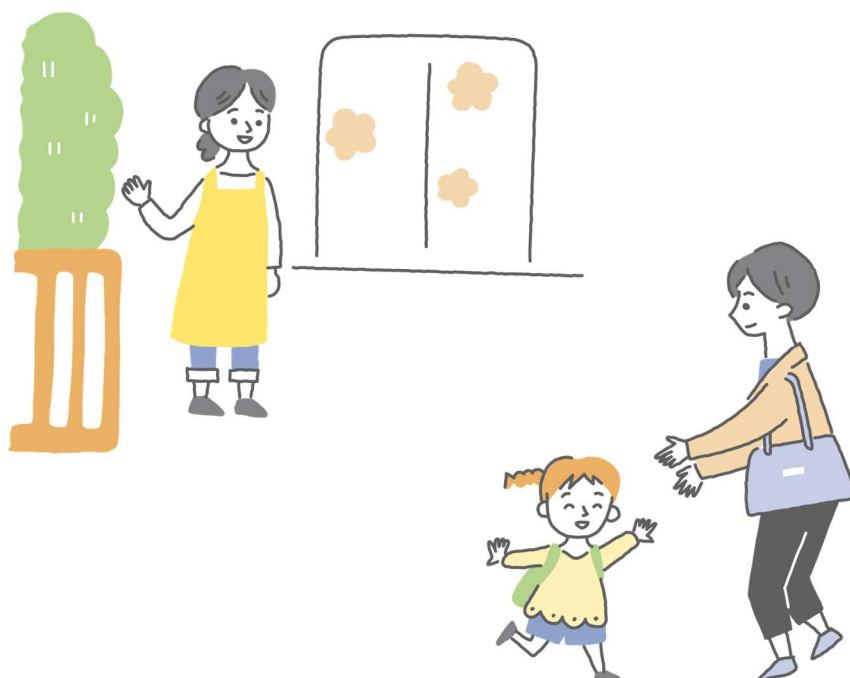
No.	事業
1	児童手当・児童扶養手当の支給事業
2	ひとり親家庭等医療費助成事業
3	就労自立促進事業
4	ひとり親家庭等子育て支援事業
5	子育て応援券（商品券）の支給
6	ひとり親対象相談会の実施（県との連携事業）

2 必要な支援につなげる相談支援の実施

○ひとり親を対象に県の母子相談員と連携し、ひとり親対象相談会を行います。

○複合的な課題を抱える世帯に対しても対応できるよう、厚生センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図ります。

No.	事業
1	ひとり親対象相談会の実施（県との連携事業）
2	ひとり親世帯食糧支援事業（社会福祉協議会との連携事業）
3	関係機関との連携支援



基本目標6 支援が必要な子ども・若者への支援

基本 施策

1 虐待の防止、早期対応

1 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

○母子保健と児童福祉の両機能を一体的に備えたこども家庭センターを立ち上げ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

○児童虐待の未然防止のため、育児不安や育児への負担感などをもつ保護者に対し、個別育児相談を実施します。

No.	事業
1	こども家庭センター事業
2	臨床心理士による個別相談事業
3	各種子育て相談事業

2 連携による虐待予防や早期発見・対応

○各関係機関の責任者や担当者等により、要保護児童等の状況把握、問題点の確認、経過や対応について情報共有を行い、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。

○一時保護から家庭に戻ったこどもの家庭に対し相談対応を行い、親子関係の再構築を支援します。

○各種研修を受講し、職員の資質向上に努めます。

No.	事業
1	要保護児童対策地域協議会の運営
2	こども家庭センター事業
3	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
4	養育支援訪問事業
5	職員の資質向上

2 ヤングケアラー支援

1 連携による早期発見・把握

○ヤングケアラーがいると思われる家庭を見守り、保育所、学校等と連携しながら、早期発見・早期対応に努めます。また、ヤングケアラーについての周知・啓発に努め、支援が必要なこどもの声が届きやすい環境の整備、相談しやすい窓口の整備に努めます。

No.	事業
1	要保護児童対策地域協議会の運営
2	ヤングケアラーについての周知・啓発
3	こども家庭センターの運営

3 障害のあるこども・若者への支援

1 地域における障害児の支援体制の強化

○障害や発達に特性のあるこども・若者やその保護者に対し、訪問支援や相談支援、助言、指導等、個々の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

○乳幼児健診や保育所等訪問により、発達障害やその疑い等の早期発見に努め、必要な支援へつなぎます。また、学童期以降も、発達や環境に応じた適切な支援に努めます。

○専門的な支援を必要とする医療的ケア児とその家族への支援を行います。

No.	事業
1	保育所等訪問支援事業
2	障害児相談支援事業
3	にこにこ相談事業
4	教育支援委員会の開催
5	特別支援教育に対する助成事業
6	巡回支援専門員整備事業
7	ことばの教室
8	医療的ケア児及び家族への相談支援
9	保育所担当看護師による医療的ケア及び助言、指導
10	児童発達支援
11	放課後等デイサービス事業

2 保育所や学校等におけるインクルージョンの推進

- 障害の有無にかかわらず、安心して地域で暮らすことができるよう、保健センターとの連携や訪問指導を活用し、適切な障害児保育に努めます。
- 通常の学級に在籍する学習障害等の児童に対して学校生活や学習上の支援を行うスタディ・メイトを全小学校に配置し、適切な支援や情報提供を行います。

No.	事業
1	障害児保育事業
2	インクルーシブ教育の推進
3	スタディ・メイト配置事業

3 聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組の推進

- 聴覚障害の早期発見・早期療育につながるよう、新生児の保護者に対して聴力検査の周知・啓発を行います。

No.	事業
1	新生児聴覚検査の周知・啓発
2	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業
3	健診時における相談支援
4	医療機関との連携

基本 施策

4 こどもの貧困対策

1 連携による教育支援の推進

- 関係機関・団体やスクールソーシャルワーカー等の連携により、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けられるよう支援を推進します。

No.	事業
1	関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーの連携体制強化
2	要保護児童対策地域協議会の運営

2 経済支援の推進

○就学援助や奨学金の支給等により、教育費負担の軽減を図り、児童・生徒が経済面での不安を感じることなく、安心して学校生活を送ることができるように努めます。また、経済的理由により進路に制限がかかることのないよう、高校生等に対する就学支援を行います。

○ひとり親家庭等子育て支援事業として、学童保育及び病児保育の利用者負担金を減免するとともに、ファミリー・サポート・センターの利用券を支給します。

No.	事業
1	要・準要保護児童・生徒に対する助成事業
2	子育て応援券（商品券）の支給
3	保育所の利用者負担額の軽減
4	ひとり親家庭等子育て支援事業
5	育英奨学資金事業
6	高等学校等就学支援事業



第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び、教育・保育施設整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければいけないとされています。

本町においては、幼児期の教育・保育及び放課後児童クラブ（学童保育）の提供区域について、当該区域内のニーズに見合った施設・事業を確保するため小学校区を1区域として設定します。

その他の事業については、全町を1区域として設定します。

2 こどもの人口の推計

量の見込みの算定の基礎となる令和7年度～11年度までの人口推計については、令和2年度～6年度の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	72	69	67	67	69
1歳	62	71	68	66	66
2歳	90	64	73	70	68
3歳	101	89	63	72	69
4歳	97	101	89	63	72
5歳	106	95	99	87	62
6歳	111	106	95	98	87
7歳	114	111	105	94	98
8歳	134	114	111	105	94
9歳	146	133	113	110	104
10歳	148	146	133	113	109
11歳	152	149	147	134	114
合計	1,333	1,246	1,161	1,079	1,012

3 教育・保育事業の見込み

(1) 設定区分等

町内に居住する0～5歳のこどもについて「現在の利用状況」に「利用希望」を加え、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■保育所定員・入所児童数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所数（か所）	8	7	7	7	6
定員（人）	960	910	910	910	860
入所児童数（人）	722	689	672	613	576

(2) 教育・保育事業の量の見込み

① 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保

町全体			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	①量の見込み(人)		0	0	0	0	0	
	②確保の内容(人)	幼稚園(町外へ)	0	0	0	0	0	
	③充足(②-①)		0	0	0	0	0	
2号	①量の見込み(人)		297	279	245	217	198	
	②確保の内容(人)	保育所	320	310	270	250	230	
	③充足(②-①)		23	31	25	33	32	
3号	0歳	①0歳 量の見込み(人)		68	65	63	63	65
		確保の内容(人)	保育所	80	75	75	75	75
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	80	75	75	75	75
		③充足(②-①)		12	10	12	12	10
	1歳	①1歳 量の見込み(人)		57	65	63	61	61
		確保の内容(人)	保育所	70	75	75	75	75
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	70	75	75	75	75
		③充足(②-①)		13	10	12	14	14
	2歳	①2歳 量の見込み(人)		90	64	73	70	68
		確保の内容(人)	保育所	105	75	80	80	80
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	105	75	80	80	80
		③充足(②-①)		15	11	7	10	12

入善小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	①量の見込み（人）		0	0	0	0	0	
	②確保の内容（人）	幼稚園（町外へ）	0	0	0	0	0	
	③充足（②-①）		0	0	0	0	0	
2号	①量の見込み（人）		77	72	63	56	51	
	②確保の内容（人）	保育所	80	80	70	60	60	
	③充足（②-①）		3	8	7	4	9	
3号	0歳	①0歳 量の見込み（人）		17	17	16	16	17
		確保の内容（人）	保育所	20	20	20	20	20
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	20	20	20	20	20
		③充足（②-①）		3	3	4	4	3
	1歳	①1歳 量の見込み（人）		15	17	16	16	16
		確保の内容（人）	保育所	15	20	20	20	20
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	15	20	20	20	20
		③充足（②-①）		0	3	4	4	4
	2歳	①2歳 量の見込み（人）		23	16	19	18	18
		確保の内容（人）	保育所	25	20	20	20	20
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	25	20	20	20	20
		③充足（②-①）		2	4	1	2	2

上青小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	①量の見込み（人）		0	0	0	0	0	
	②確保の内容（人）	幼稚園（町外へ）	0	0	0	0	0	
	③充足（②-①）		0	0	0	0	0	
2号	①量の見込み（人）		58	55	48	43	39	
	②確保の内容（人）	保育所	60	60	50	50	40	
	③充足（②-①）		2	5	2	7	1	
3号	0歳	①0歳 量の見込み（人）		13	13	13	12	13
		確保の内容（人）	保育所	15	15	15	15	15
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	15	15	15	15	15
		③充足（②-①）		2	2	2	3	2
	1歳	①1歳 量の見込み（人）		11	13	13	12	12
		確保の内容（人）	保育所	15	15	15	15	15
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	15	15	15	15	15
		③充足（②-①）		4	2	2	3	3
	2歳	①2歳 量の見込み（人）		18	13	14	14	13
		確保の内容（人）	保育所	20	15	15	15	15
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	20	15	15	15	15
		③充足（②-①）		2	2	1	1	2

飯野小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	①量の見込み(人)		0	0	0	0	0	
	②確保の内容(人)	幼稚園(町外へ)	0	0	0	0	0	
	③充足(②-①)		0	0	0	0	0	
2号	①量の見込み(人)		56	52	46	41	37	
	②確保の内容(人)	保育所	60	60	50	50	40	
	③充足(②-①)		4	8	4	9	3	
3号	0歳	①0歳 量の見込み(人)		13	12	12	12	12
		確保の内容(人)	保育所	15	15	15	15	15
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	15	15	15	15	15
		③充足(②-①)		2	3	3	3	3
	1歳	①1歳 量の見込み(人)		11	12	12	11	11
		確保の内容(人)	保育所	15	15	15	15	15
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	15	15	15	15	15
		③充足(②-①)		4	3	3	4	4
	2歳	①2歳 量の見込み(人)		17	12	14	13	13
		確保の内容(人)	保育所	20	15	15	15	15
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	20	15	15	15	15
		③充足(②-①)		3	3	1	2	2

黒東小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	①量の見込み（人）		0	0	0	0	0	
	②確保の内容（人）	幼稚園（町外へ）	0	0	0	0	0	
	③充足（②-①）		0	0	0	0	0	
2号	①量の見込み（人）		37	35	31	27	25	
	②確保の内容（人）	保育所	40	40	40	30	30	
	③充足（②-①）		3	5	9	3	5	
3号	0歳	①0歳 量の見込み（人）		9	8	8	8	8
		確保の内容（人）	保育所	10	10	10	10	10
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	10	10	10	10	10
		③充足（②-①）		1	2	2	2	2
	1歳	①1歳 量の見込み（人）		7	8	8	8	8
		確保の内容（人）	保育所	10	10	10	10	10
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	10	10	10	10	10
		③充足（②-①）		3	2	2	2	2
	2歳	①2歳 量の見込み（人）		11	8	9	9	8
		確保の内容（人）	保育所	15	10	10	10	10
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	15	10	10	10	10
		③充足（②-①）		4	2	1	1	2

桃李小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	①量の見込み(人)		0	0	0	0	0	
	②確保の内容(人)	幼稚園(町外へ)	0	0	0	0	0	
	③充足(②-①)		0	0	0	0	0	
2号	①量の見込み(人)		48	45	40	35	32	
	②確保の内容(人)	保育所	50	50	40	40	40	
	③充足(②-①)		2	5	0	5	8	
3号	0歳	①0歳 量の見込み(人)		11	10	10	10	10
		確保の内容(人)	保育所	15	10	10	10	10
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	15	10	10	10	10
		③充足(②-①)		4	0	0	0	0
	1歳	①1歳 量の見込み(人)		9	10	10	10	10
		確保の内容(人)	保育所	10	10	10	10	10
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	10	10	10	10	10
		③充足(②-①)		1	0	0	0	0
	2歳	①2歳 量の見込み(人)		15	10	12	11	11
		確保の内容(人)	保育所	15	10	15	15	15
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	15	10	15	15	15
		③充足(②-①)		0	0	3	4	4

ひばり野小学校区			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号	①量の見込み（人）		0	0	0	0	0	
	②確保の内容（人）	幼稚園（町外へ）	0	0	0	0	0	
	③充足（②-①）		0	0	0	0	0	
2号	①量の見込み（人）		21	20	17	15	14	
	②確保の内容（人）	保育所	30	20	20	20	20	
	③充足（②-①）		9	0	3	5	6	
3号	0歳	①0歳 量の見込み（人）		5	5	4	5	5
		確保の内容（人）	保育所	5	5	5	5	5
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	5	5	5	5	5
		③充足（②-①）		0	0	1	0	0
	1歳	①1歳 量の見込み（人）		4	5	4	4	4
		確保の内容（人）	保育所	5	5	5	5	5
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	5	5	5	5	5
		③充足（②-①）		1	0	1	1	1
	2歳	①2歳 量の見込み（人）		6	5	5	5	5
		確保の内容（人）	保育所	10	5	5	5	5
			特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
			②合計	10	5	5	5	5
		③充足（②-①）		4	0	0	0	0

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業内容】

保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

単位:人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1

【確保方策】

本町においては、令和8年度の事業開始に向け、受け入れ環境等の整備に努めます。



4 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保方策

① 利用者支援事業

【事業内容】

幼稚園・保育園・こども園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、こどもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	量の見込み(回)	225	225	225	225	225
	確保方策(回)	225	225	225	225	225
	こども家庭センター	225	225	225	225	225
	その他	0	0	0	0	0

【確保方策】

こども家庭センターを配置し、こどもまたは保護者の相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。また、保護者が必要な子育て支援を受けることができるよう、関係機関との調整を実施します。



② 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

時間外保育（延長保育）事業保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園・こども園等で保育を実施する事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		114	106	99	92	88
確保量	利用児童数（人）	150	150	150	150	150
	実施施設数（か所）	6	6	6	6	6

【確保方策】

フルタイム勤務希望者の増加などの保護者ニーズに基づく量の見込みに対応できるよう、現行の体制を堅持し、事業量を確保します。

③ 放課後児童クラブ（学童保育）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などの児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

■量の見込み及び確保量

町全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	78	77	71	72	65
	2年生（人）	79	76	76	71	72
	3年生（人）	70	61	59	58	56
	4年生（人）	38	37	33	32	32
	5年生（人）	20	23	22	19	20
	6年生（人）	13	11	10	11	9
	合計（人）	298	285	271	263	254
確保量	利用者数（人）	581	581	581	581	581
	実施施設数（か所）	6	6	6	6	6

入善小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	21	16	14	19	18
	2年生（人）	21	20	14	13	17
	3年生（人）	20	14	14	10	9
	4年生（人）	2	6	5	4	3
	5年生（人）	2	3	3	2	2
	6年生（人）	1	1	1	1	1
	合計（人）	67	60	51	49	50
確保量	利用者数（人）	148	148	148	148	148
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

上青小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	16	15	17	22	17
	2年生（人）	19	17	16	18	23
	3年生（人）	15	17	15	14	16
	4年生（人）	15	12	12	10	10
	5年生（人）	5	7	7	7	6
	6年生（人）	2	4	3	3	3
	合計（人）	72	72	70	74	75
確保量	利用者数（人）	126	126	126	126	126
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

飯野小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	15	15	13	10	6
	2年生（人）	12	15	15	13	10
	3年生（人）	12	11	10	11	9
	4年生（人）	6	4	5	4	5
	5年生（人）	1	2	2	2	2
	6年生（人）	0	1	1	1	1
	合計（人）	46	48	46	41	33
確保量	利用者数（人）	111	111	111	111	111
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

黒東小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	6	12	6	5	5
	2年生（人）	8	7	11	6	5
	3年生（人）	2	5	5	7	4
	4年生（人）	4	4	3	3	4
	5年生（人）	3	2	2	2	2
	6年生（人）	3	1	1	1	1
	合計（人）	26	31	28	24	21
確保量	利用者数（人）	63	63	63	63	63
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

桃李小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	12	16	16	13	14
	2年生（人）	17	11	17	17	14
	3年生（人）	16	11	8	13	13
	4年生（人）	8	7	6	5	7
	5年生（人）	7	7	4	4	3
	6年生（人）	4	2	2	2	1
	合計（人）	64	54	53	54	52
確保量	利用者数（人）	96	96	96	96	96
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

ひばり野小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	8	3	5	3	5
	2年生（人）	2	6	3	4	3
	3年生（人）	5	3	7	3	5
	4年生（人）	3	4	2	6	3
	5年生（人）	2	2	4	2	5
	6年生（人）	3	2	2	3	2
	合計（人）	23	20	23	21	23
確保量	利用者数（人）	37	37	37	37	37
	実施数（か所）	1	1	1	1	1

■放課後児童クラブ（学童保育） 実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数（か所）	6	6	6	6	6
利用者数（人）	275	247	277	283	270

【確保方策】

保護者の就労等により、放課後の家庭において保育ができない児童を対象として、本町では、放課後児童クラブ（学童保育）を全小学校区で開設しています。

今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

【確保方策】

必要に応じて、児童相談所等の関係機関と連携し、支援方法の検討を行います。また、町内には実施施設がないため、関係機関と連携して、量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数（件数）	72	69	67	67	69
	訪問率（％）	100	100	100	100	100
確保量	実施体制（人）	6	6	6	6	6
	実施機関	町	町	町	町	町
	委託医療機関（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策】

今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

⑥ 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援訪問事業は、母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等の専門職が居宅を訪問し、養育に関する相談や助言等を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：件	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13	13	13	13	13
確保量	13	13	13	13	13

■養育支援訪問事業 実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援（件数）	7	13	8	11	6
ヘルパー（件数）	11	41	16	20	17

【確保方策】

今後も必要に応じて対応します。

⑦ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業内容】

家事や子育てに対して不安・負担を抱える子育て世帯、妊産婦等がいる家庭の自宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児や家事に関する支援等を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：件	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41	41	41	41	41
確保量	41	41	41	41	41

■養育支援訪問事業 実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援（件数）	7	13	8	11	6
ヘルパー（件数）	11	41	16	20	17

【確保方策】

今後も必要に応じて対応します。

⑧ 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業内容】

養育環境に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

【確保方策】

計画期間中の実施の予定はありません。必要な場合は、計画の中間見直し等で検討します。

⑨ 親子関係形成支援事業【新規】

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに関する悩み、不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識並びに方法を身につけることを目的とした事業です。

【確保方策】

計画期間中の実施の予定はありません。必要な場合は、計画の中間見直し等で検討します。

⑩ 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：人回		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,468	3,168	3,228	3,144	3,144
確保量	利用者数	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策】

本町においては、入善児童センター内の1か所で実施しています。今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

⑪ 一時預かり事業

【事業内容】

一時預かり事業（一時保育）は、保護者の病気、出産及び親族の看護、育児疲れ等でリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定による利用	0	0	0	0	0
	2号認定による利用	341	320	281	249	228
	その他	1,580	1,464	1,374	1,273	1,216
確保量	一時預かり事業（幼稚園Ⅰ型）	0	0	0	0	0
	上記以外	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

■一時預かり事業（一時保育） 実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（か所）	8	7	7	7	7
延べ利用児童数（人）	254	362	256	247	306

【確保方策】

今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。



⑫ 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児保育事業は、病気または病気の回復期にあるため集団での保育が困難な児童を就労等の理由により保護者が家庭で看護できない場合に、病児・病後児保育施設で預かる事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		400	400	400	400	400
確保量	利用者数	420	420	420	420	420
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

■病児・病後児保育事業 実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用児童数（人）	433	90	118	108	125

【確保方策】

本町では、嶋田医院「暖家」が病児・病後児保育を実施しています。

感染症の流行状況等により、年度によってニーズが増減することが見込まれますが、現行の事業量を確保していきます。

⑬ ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が相互に会員となり、地域で育児を互いに助け合っていく組織です。

■量の見込み及び確保量

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		156	132	132	120	120
確保量	利用者数	200	200	200	200	200

【確保方策】

本町においては、入善町社会福祉協議会がセンターを運営しています。今後も量の見込みに対応した事業量を確保します。

⑭ 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持・増進を図るために行うものです。

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ回数（人回）	1,008	966	938	938	966
	健診率（％）	100	100	100	100	100
	健診回数（回）	14	14	14	14	14
確保量	実施場所	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関
	実施体制（人）	1,008	966	938	938	966
	検査項目	18項目	18項目	18項目	18項目	18項目
	実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

【確保方策】

安全に安心して妊娠・出産ができるよう、必要な回数の受診を促進します。

⑮ 産後ケア事業【新規】

【事業内容】

産後の母子が安心して生活をスタートできるように、母親の心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保量	4	4	4	4	4

【確保方策】

今後も量の見込みに対応した事業量の確保を図ります。

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

保護者からのニーズや必要性に応じ、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保方策】

サービスの必要性に応じ、事業者からの参入希望を調査する等、関係機関と連携して今後の展開について検討します。



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 総合的な施策の推進

本計画における、こども・若者支援施策及び子育て支援施策は広範囲にわたっており、総合的かつ効果的に推進するため、担当課や関係機関との連携体制を整備します。

(2) 国・県との連携

本計画に位置づけている施策・事業は、町単独で実施できるもののほか、国・県・近隣市町村との連携により、広域で実施していくべき事業についても含まれます。

また、社会状況が変化していく中、国・県が進める施策との整合性を図っていく必要があるため、計画の推進にあたっては、国・県や近隣市町村との連携強化に努めます。

(3) 住民への計画の周知と相談体制の確立

本計画の推進にあたっては、家庭や地域をはじめ、事業所、関係団体等の協力体制を確立していくことが重要であることから、行政による子育て支援施策・事業の推進とあわせて、計画の理念や子育て支援策の具体的な内容の周知を図ります。

また、住民からの相談に的確に応じることができるよう、こども・子育て支援に係る関係各課の連携強化を図るとともに、保育施設や関係機関等との情報共有を積極的に行います。

(4) SDGsの推進

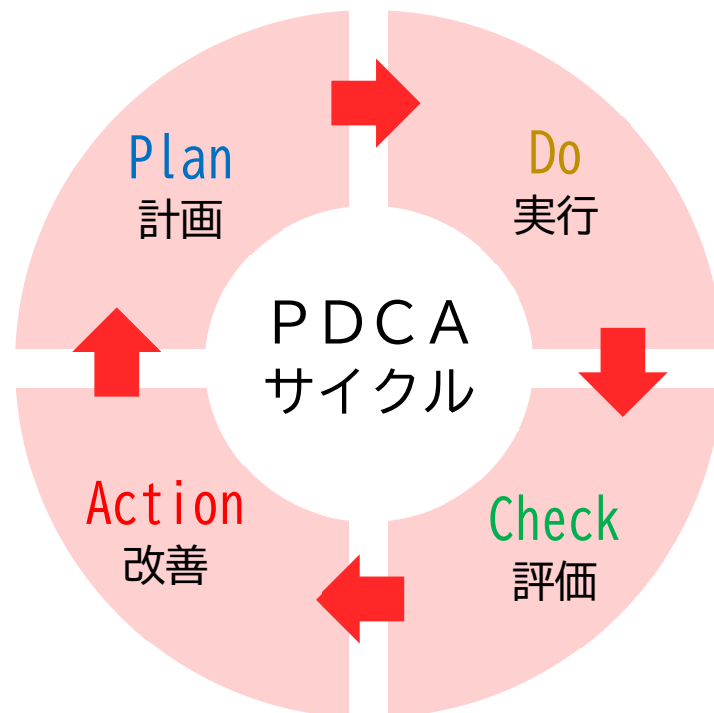
持続可能な開発目標「SDGs（エスディージーズ）=Sustainable Development Goals」とは、平成27年に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

本計画においても、計画に掲げた取組をSDGsの視点をもって進めることで、目標達成に寄与します。



2 進捗管理・指標

本計画は「入善町子ども・子育て会議」においてPDCAサイクルに基づき進捗管理・評価を行うとともに、本計画の主体となるこども・若者の声を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



資料編

1 計画策定について

(1) 入善町子ども・子育て会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子ども・保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者から広く意見を聴取し、子ども又は子育て家庭の状況及びニーズに即した子ども・子育て支援施策を実施するため、入善町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入善町こども計画に関すること。
- (2) 入善町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 入善町次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織及び委員の任期)

第3条 会議の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者及び学識経験者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができ

る。

(検討部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 会議及び検討部会の庶務は、結婚・子育て応援課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(召集の特例)

2 最初に召集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

附 則 (平成27年3月20日告示第22号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年12月17日から施行する。

(2) 入善町子ども・子育て会議

■入善町子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月現在

区分	関係団体等	氏名	備考
子どもの保護者	こあら保育所保護者会会長	鍋 島 麻 衣	
	児童館運営委員会	大 角 絵 美 子	
保健・医療関係	新川厚生センター所長	大 江 浩	
	入善町医師会代表	谷 川 孝 史	
	入善町母子保健推進連絡協議会会長	目 澤 恵 子	副会長
教育関係	入善町小中学校校長会代表	竹 内 康 彦	
	入善町PTA連絡協議会会長	辰 尻 亮 一	
福祉関係	入善町社会福祉協議会	梅 津 將 敬	
	入善町民生児童委員協議会主任児童委員	寺 林 章 夫	
	入善町保育士会代表	吉 澤 美 由 紀	
地域活動団体	入善町区長連絡協議会代表	杉 本 真 二	
	入善町公民館連絡協議会会長	吉 崎 嗣 憲	
若者	若者代表	眞 岩 智 里	
事業主関係	入善町商工会会長	藤 井 開	
議会	総務常任委員長	鍵 田 昭	
町	副町長	竹 島 秀 浩	会長

■入善町子ども・子育て会議事務局

区分	関係団体等	氏名	備考
事務局	結婚・子育て応援課	野 村 課 長	庶務担当
		腰 本 課 長 代 理	
		岡 島 係 長	
		黒 崎 係 長	
		杉 本 主 任	
		前 川 主 事	
		眞 岩 主 事	
	保険福祉課	腰 本 課 長	
		島 尻 課 長 代 理	
	元気わくわく健康課	島 瀬 課 長	
		矢 木 主 幹	
	教育委員会事務局	田 中 局 長	
		飯 作 局 長 代 理	
		小 野 塚 局 長 代 理	

(3) 計画策定の経緯

年／月／日	内容等
令和6年2月16日	令和5年度 第1回入善町子ども・子育て会議 協議事項 (1) 入善町子ども・子育て会議について (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査について (4) その他
令和6年3月	子ども・子育てニーズ調査の実施
令和6年3月	こども・若者調査の実施
令和6年12月17日	第2回入善町子ども・子育て会議 議題 (1) 入善町こども計画の策定について (2) 入善町こども計画策定のためのニーズ調査集計結果について (3) 入善町こども計画骨子案について (4) 入善町こども計画策定のスケジュールについて
令和7年2月12日	第3回 入善町子ども・子育て会議 議題 (1) 入善町こども計画（案）について (2) 今後のスケジュールについて
令和7年3月	パブリックコメントの実施

2 国「こども大綱」の数値目標

国の「こども大綱」において、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標は以下の通りです。

■こどもまんなか社会の実現に向けた数値目標

No.	項目	国こども大綱	
		現状 (%)	目標 (%)
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15.7 (2023 年)	70
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	60.8 (2022 年)	70
3	「今の自分が好きだ」と答えるこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	60.0 (2022 年)	70
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	74.2 (2022 年)	80
5	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	84.1 (2022 年)	90
6	「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	97.1 (2022 年)	現状 維持
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	51.5 (2022 年)	70
8	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	20.3 (2023 年)	70
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	66.4 (2022 年)	80
10	「自国の将来は明るい」と考えるこども・若者の割合	31.0 (2018 年)	55
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	27.8 (2023 年)	70
12	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	83.1 (2022 年)	90

3 用語解説

用語	解説
I C T	Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。
医療的ケア児	日常生活及び社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。
インクルーシブ教育	国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、すべてのこどもがともに学び合う教育のこと。
S N S	Social Networking Service の略で、ソーシャル（社会的）なネットワーク（繋がり）を提供するサービスの総称。インターネットを通じて趣味・趣向の近い人たちとコミュニケーションを取ったり、人間関係を構築したりすることのできるスマートフォンやパソコン用の Web サービスのこと。
合計特殊出生率	ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49 歳）が、その生涯に平均何人のこどもを産むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は 2.07 とされている。
こども家庭センター	妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。
こども基本法	こども政策の総合的な推進に向けて、こども施策の基本理念等を示した法律のこと。令和 5 年 4 月 1 日に施行された。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 72 条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町では、同法第 7 条第 1 項に基づき、「入善町子ども・子育て会議」を設置している。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村が 5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。
子ども・子育て支援法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付、その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成 24 年 8 月に公布された法律。

用語	解説
こども大綱	こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日にこども基本法に基づき、閣議決定された。
児童虐待	こども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類される。
児童養護施設	保護者のいない児童や、虐待を受けた児童等を入所させ養護するとともに、退所者に対する相談その他自立のための援助を行う施設のこと。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。都道府県及び市区町村で、地域の住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動・事業等を行う。
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教員に対する相談や教員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒のこころのケアなどを行う。
総合計画	地方自治体の「行政運営の基本となる指針」と「主な施策」等を体系的にまとめたもので、「まち」の将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性が示されており、地方自治体における最上位の計画として位置づけられる。
男女共同参画	男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。
地域型保育事業	家庭的保育（保護者の家庭などで5人以下のこどもを保育する事業）、小規模保育（定員が6～19人の保育事業）、居宅訪問型保育（依頼されたこどもの居宅を訪問し保育を行う事業）及び事業所内保育（企業が運営する従業員向けの保育事業）のこと。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法、児童福祉法に定められた、①利用者支援事業、②時間外保育事業（延長保育事業）、③放課後児童クラブ（学童保育）、④子育て短期支援事業（ショートステイ）、⑤乳児家庭全戸訪問事業、⑥養育支援訪問事業、⑦子育て世帯訪問支援事業、⑧児童育成支援拠点事業、⑨親子関係形成支援事業、⑩地域子育て支援拠点事業、⑪一時預かり事業、⑫病児・病後児保育事業、⑬ファミリー・サポート・センター事業、⑭妊婦健康診査、⑮産後ケア事業、⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業の17事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

用語	解説
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持っている施設。
病児・病後児保育	保育所等に通っているこどもの病気が回復しつつあるものの、通常の保育を受けることが難しく、保護者が就労など家庭での保育も困難な場合、こどもを預けることができる保育サービスのこと。
不育症	妊娠しても流産を繰り返してしまう状態のこと。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、関係組織等により構成される機関のこと。
労働力率	15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。働くすべての人々が仕事と育児、介護、趣味、学習、休養または地域活動といった仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

入善町 こども計画

発行年月：令和7年3月

発 行：入善町

編 集：入善町 結婚・子育て応援課

住 所：〒939-0693 富山県下新川郡入善町入膳 423

T E L：0765-72-1100

F A X：0765-74-0067



入善町こども計画